

平成 27 年度
総務常任委員会 年間白書

平成 28 年 5 月

四日市市議会

目次

1. 委員会の構成	P 1
2. 委員会開催状況	P 2 ~ P 2 5
3. 所管事務調査報告書	P 2 6 ~ P 4 5
4. 行政視察報告書	P 4 6 ~ P 7 2

1. 委員会の構成

委員長 竹野兼主

副委員長 荒木美幸

委員 谷口周司

中村久雄

早川新平

樋口博己

藤田真信

森 康 哲

2. 委員会開催状況

総務常任委員会事項書

平成27年5月18日(月)

第1委員会室

1. 委員長の互選について

2. 副委員長の互選について

3. 管内視察について(案)

① 5月28日(木)

② 5月25日(月)

4. 行政視察について(案)

① 7月27日(月)～7月29日(水)

② 7月13日(月)～7月15日(水)

総務常任委員会事項書

平成27年6月10日（水）

第1委員会室

1. 付託予定請願の取り扱いについて

総務常任委員会/予算常任委員会総務分科会 審査順序

平成27年6月16日(火)
10:00～ 第1委員会室

請願

(総務常任委員会)

- | |
|--|
| 1. 請願第1号 安全保障体制の見直しや関連法制定に、慎重かつ十分な審議を求める意見書の提出について |
|--|

消防本部

(総務常任委員会)

- | | |
|---------------------|---------|
| 2. 議案第11号 動産の取得について | …議案書P57 |
|---------------------|---------|

政策推進部

(予算常任委員会総務分科会)

- | | |
|---|-----------|
| 3. 議案第2号 平成27年度四日市市一般会計補正予算(第3号)
第1条 歳入歳出予算の補正
歳出第2款 総務費
第1項 総務管理費 | …補正予算書P14 |
|---|-----------|

(総務常任委員会)

- | | |
|---------------------------|---------|
| 4. 議案第6号 あらたに生じた土地の確認について | …議案書P43 |
|---------------------------|---------|

財政経営部

(予算常任委員会総務分科会)

- | | |
|---|------------|
| 5. 議案第2号 平成27年度四日市市一般会計補正予算(第3号)
第1条 歳入歳出予算の補正
歳入全般 | …補正予算書P12～ |
|---|------------|

- | | |
|--|---------------|
| 6. 議案第14号 平成27年度四日市市一般会計補正予算(第4号)
第1条 歳入歳出予算の補正
歳入全般 | …補正予算書(2)P12～ |
|--|---------------|

危機管理監

(協議会)

- | |
|---------------------------|
| 7. 四日市市木造住宅耐震化促進事業の状況について |
|---------------------------|

総務部

(協議会)

8. 四日市市個人情報保護条例の一部改正に係るパブリックコメント手続きの実施について

(協議会)

9. 教育長の給料額について

その他

10. 所管事務調査について

11. 休会中の所管事務調査について

①項目

②日程 (案) 【第1回】 第1案 7月16日(木) 午前10時から
第2案 7月17日(金) 午前10時から
【第2回】 第1案 8月10日(月) 午後1時30分から
第2案 8月11日(火) 午前10時から

12. 議会報告会について

日時：平成26年7月6日(月) 午後6時30分～8時45分

場所：塩浜地区市民センター2階大会議室

13. 行政視察について(確認)

日程：7月27日(月)～29日(水)

視察先：熊本市、福岡市、明石市

総務常任委員会事項書

平成27年7月17日（金）13：30～

（休会中所管事務調査）

1. 国土強靱化地域計画について

2. 議会報告会、シティ・ミーティングで出された意見について

- ・市民意見を【1】議会として協議すべき意見【2】各常任委員会で協議すべき意見【3】その他の意見に分ける

総務常任委員会事項書

平成27年8月10日（月）13：30～

（休会中所管事務調査）

1. 国土強靱化地域計画について

（その他）

2. 四日市市避難勧告等の判断・伝達マニュアルについて（報告）

総務常任委員会事項書

平成27年8月11日（火）10：00～

（休会中所管事務調査）

1. 入札制度について

（協議会）

2. （仮称）北部消防分署・拠点防災倉庫の候補地について

総務常任委員会／決算、予算常任委員会総務分科会審査順序

平成27年9月11日（金）

10:00～ 第1委員会室

政策推進部

【決算分科会】

1. 議案第17号 平成26年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について
- 一般会計 歳出第2款 総務費
- 第1項 総務管理費
 - 第1目 一般管理費中秘書課、政策推進課、東京事務所、
広報広聴課関係部分
決算書P154～ 実績報告書P35～
 - 第4目 文書広報費中広報広聴課関係部分
決算書P158～ 実績報告書P42～
 - 第8目 企画費政策推進課関係部分
決算書P162～ 実績報告書P47～
 - 第12目 国際化推進費中秘書課関係部分
決算書P166～ 実績報告書P52～
 - 第8款 土木費
 - 第5項 港湾費
決算書P238～ 実績報告書P174～

【予算分科会】

2. 議案第21号 平成27年度四日市市一般会計補正予算（第5号）
- 一般会計 歳出第2款 総務費
- 第1項 総務管理費
 - 第11目 国際化推進費
補正予算書P18～

消防本部

【決算分科会】

1. 議案第17号 平成26年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について
- 一般会計 歳出第9款 消防費
- 第1項 消防費
 - 第1目 常備消防費
決算書P246～ 実績報告書P185～
 - 第2目 非常備消防費
決算書P248～ 実績報告書P187
 - 第3目 消防施設費
決算書P248～ 実績報告書P187～

【予算分科会】

2. 議案第21号 平成27年度四日市市一般会計補正予算（第5号）
- 一般会計 歳出第9款 消防費
- 第1項 消防費
 - 第3目 消防施設費
補正予算書P20～

【総務常任委員会】

- | | | | |
|-----------|----------------------------------|-----|---------|
| 3. 議案第30号 | 動産の取得について
－消防ポンプ自動車（C D—I水槽付） | 1台－ | 議案書P31～ |
| 4. 議案第31号 | 動産の取得について
－水槽付消防ポンプ自動車（II型） | 1台－ | 議案書P35～ |
| 5. 議案第32号 | 動産の取得について
－高規格救急自動車 | 2台－ | 議案書P39～ |

危機管理監

【決算分科会】

- | | | | |
|-----------|---------------------------------|-------|--------------------|
| 1. 議案第17号 | 平成26年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について | | |
| ○一般会計 | 歳出第2款 | 総務費 | |
| | 第1項 | 総務管理費 | |
| | | 第15目 | 防災対策費 |
| | | | 決算書P168～ 実績報告書P56～ |
| | 第9款 | 消防費 | |
| | 第1項 | 消防費 | |
| | | 第4目 | 水防費 |
| | | | 決算書P248～ 実績報告書P188 |

【協議会】

- | |
|------------------------|
| 2. 四日市市木造住宅耐震化促進事業について |
| 3. 災害備蓄食料の購入品変更について |

総務部

【決算分科会】

- | | | | |
|-----------|---------------------------------|---------------------------------|--------------------|
| 1. 議案第17号 | 平成26年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について | | |
| ○一般会計 | 歳出第2款 | 総務費 | |
| | 第1項 | 総務管理費 | |
| | 第1目 | 一般管理費中総務課、人事課、調達契約課、検査室
関係部分 | 決算書P154～ 実績報告書P35～ |
| | 第2目 | 人事管理費 | 決算書P156～ 実績報告書P39～ |
| | 第3目 | 恩給及び退職年金費 | 決算書P158～ 実績報告書P42 |
| | 第4目 | 文書広報費中総務課関係部分 | 決算書P158～ 実績報告書P42～ |
| | 第9目 | 計算記録管理費 | 決算書P162～ 実績報告書P49～ |
| | 第16目 | 人権推進費 | 決算書P168～ 実績報告書P57～ |
| | 第22目 | 諸費中総務課関係部分 | 決算書P174～ 実績報告書P67～ |
| | 第4項 | 選挙費 | 決算書P178～ 実績報告書P71～ |
| | 第5項 | 統計調査費 | 決算書P182～ 実績報告書P73～ |

【総務常任委員会】

- | | | |
|-----------|---|---------|
| 2. 議案第23号 | 四日市市個人情報保護条例の一部改正について | 議案書P9～ |
| 3. 議案第24号 | 四日市市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について | 議案書P13～ |
| 4. 議案第25号 | 四日市市職員退職手当支給条例の一部改正について | 議案書P17～ |
| 5. 議案第26号 | 四日市市職員の再任用に関する条例の一部改正について | 議案書P19～ |

【協議会】

- | |
|--|
| 6. 個人番号の利用等に関する条例（仮称）の制定にかかるパブリックコメントの実施について |
|--|

会計管理室

【決算分科会】

- | | | |
|-----------|---------------------------------|-------------------|
| 1. 議案第17号 | 平成26年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について | |
| ○一般会計 | 歳出第2款 総務費 | |
| | 第1項 総務管理費 | |
| | 第6目 会計管理費 | 決算書P158～ 実績報告書P45 |

監査事務局

【決算分科会】

- | | | |
|-----------|---------------------------------|--------------------|
| 1. 議案第17号 | 平成26年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について | |
| ○一般会計 | 歳出第2款 総務費 | |
| | 第6項 監査委員費 | 決算書P184～ 実績報告書P74～ |

財政経営部

【決算分科会】

- | | | |
|-----------|---------------------------------|---------------------|
| 1. 議案第17号 | 平成26年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について | |
| ○一般会計 | 歳出第2款 総務費 | |
| | 第1項 総務管理費 | |
| | 第1目 一般管理費中管財課関係部分 | 決算書P154～ 実績報告書P37～ |
| | 第5目 財政管理費 | 決算書P158～ 実績報告書P44～ |
| | 第7目 財産管理費 | 決算書P160～ 実績報告書P46～ |
| | 第22目 諸費中市民税課、財政経営課関係部分 | 決算書P174～ 実績報告書P67～ |
| | 第2項 徴税费 | 決算書P174～ 実績報告書P67～ |
| | 第4款 衛生費 | |
| | 第4項 病院費 | 決算書P214～ 実績報告書P136 |
| | 第8款 土木費 | |
| | 第7項 下水道費 | 決算書P244～ 実績報告書P182～ |
| | 第11款 公債費 | 決算書P268～ 実績報告書P215 |
| | 第12款 予備費 | 決算書P268～ 実績報告書P216 |
| ○桜財産区 | | 決算書P430～ 実績報告書P288～ |

【予算分科会】

2. 議案第21号 平成27年度四日市市一般会計補正予算（第5号）

○一般会計 第1条 歳入歳出予算の補正

歳入全般

補正予算書P14～

第3条 地方債の補正

補正予算書P23

財政経営部・会計管理室

【決算分科会】

1. 議案第17号 平成26年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について

○一般会計 歳入全般

決算書P114～ 実績報告書P7～

財政経営部

【協議会】

1. 四日市市公共施設等総合管理計画の策定について

議会事務局

【決算分科会】

1. 議案第17号 平成26年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について

○一般会計 第1款 議会費

決算書P154～ 実績報告書P33～

その他

1. 所管事務調査について

2. 休会中の所管事務調査について

①項目 入札制度について

②日程（案）10月13日（火）午後 10月14日（水）午前 11月9日（月）午前

3. 報告書（行政視察及び休会中所管事務調査）の確認について

4. 8月定例会議会 議会報告会について（役割決め）

日 時：平成27年10月8日（木）午後6時30分～

場 所：常磐地区市民センター

テーマ：防災対策について

総務常任委員会事項書

平成27年10月13日（火）13：30～

（休会中所管事務調査）

1. 入札制度について

2. 議会報告会、シティ・ミーティングで出された意見について

- ・市民意見を【1】議会として協議すべき意見【2】各常任委員会で協議すべき意見【3】その他の意見に分ける

総務常任委員会/予算常任委員会総務分科会 審査順序

平成27年12月10日（木）
10:00～ 第1委員会室

政策推進部

（予算常任委員会総務分科会）

1. 議案第40号 平成27年度四日市市一般会計補正予算（第6号）
第1条 歳入歳出予算の補正
歳出第8款 土木費
第5項 港湾費（関係部分） …補正予算書P50～
…補正予算参考資料P42
-

消防本部

（予算常任委員会総務分科会）

1. 議案第40号 平成27年度四日市市一般会計補正予算（第6号）
第3条 債務負担行為の補正（関係部分） …補正予算書P12
…補正予算参考資料P59
-

危機管理監

（予算常任委員会総務分科会）

1. 議案第40号 平成27年度四日市市一般会計補正予算（第6号）
第3条 債務負担行為の補正（関係部分） …補正予算書P12

（総務常任委員会協議会）

2. 地震時に通行を確保すべき道路の指定について
-

総務部

（予算常任委員会総務分科会）

1. 議案第40号 平成27年度四日市市一般会計補正予算（第6号）
第1条 歳入歳出予算の補正
歳出第1款 議会費～第10款 教育費（人件費補正分）
…補正予算書P30～
…補正予算参考資料P1～
2. 議案第43号 平成27年度四日市市介護保険特別会計補正予算（第1号）
（人件費補正分） …補正予算書P94～
…補正予算参考資料P1～

（総務常任委員会）

3. 議案第47号 四日市市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の制定について
…提出議案一覧表P2
…議案書P1～
…提出議案参考資料P1
4. 議案第48号 四日市市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について
…提出議案一覧表P2～
…議案書P9～

5. 請願第10号 拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律
(通称北朝鮮人権法) に伴う四日市市の対応を求めることについて

財政経営部

(予算常任委員会総務分科会)

1. 議案第40号 平成27年度四日市市一般会計補正予算(第6号)

第1条 歳入歳出予算の補正

歳出第2款 総務費

第1項 総務管理費

第21目 諸費

…補正予算書P30～

…補正予算参考資料P7～

歳入全般

…補正予算書P20～

第3条 債務負担行為の補正(関係部分)

…補正予算書P12～

…補正予算参考資料P53、61～

第4条 地方債の補正

…補正予算書P15～

(総務常任委員会)

2. 議案第49号 四日市市税条例等の一部改正について

…提出議案一覧表P3

…議案書P19

…提出議案参考資料P3～

(総務常任委員会協議会)

3. 四日市市公共施設等総合管理計画(案)について

その他

1. 所管事務調査について

平成27年度第1回四日市市同和行政推進審議会について

2. 休会中の所管事務調査について

①調査項目

②日程(案1)平成28年1月14日(木)午前10時

(案2)平成28年1月18日(月)午前10時

(案3)平成28年1月22日(金)午前10時 or 午後1時30分

(案4)平成28年1月27日(水)午前10時

3. 休会中所管事務調査報告書の確認について

4. 議会報告会について

(1) 11月定例月議会 議会報告会について

日 時: 1月8日(金)午後6時30分～午後8時45分

場 所: 下野地区市民センター 2階大会議室

総務常任委員会事項書

平成28年1月18日（月）10：00～

（休会中所管事務調査）

1. コンビナートの安全対策について

2. 議会報告会、シティ・ミーティングで出された意見について

- ・市民意見を【1】議会として協議すべき意見【2】各常任委員会で協議すべき意見【3】その他の意見に分ける

総務常任委員会事項書

平成28年1月22日（金）10：00～

（休会中所管事務調査）

1. 入札制度について

2. 議会報告会、シティ・ミーティングで出された意見について

- ・市民意見を【1】議会として協議すべき意見【2】各常任委員会で協議すべき意見【3】その他の意見に分ける

総務常任委員会/予算常任委員会総務分科会 審査順序

平成28年 2月29日(月)
10:00～ 第1委員会室

政策推進部

(予算常任委員会総務分科会)

1. 議案第58号 平成28年度四日市市一般会計予算

第1条 歳入歳出予算

歳出第2款 総務費

第1項 総務管理費

第1目 一般管理費中秘書課、東京事務所、広報広聴課関係部分 …予算書P84～

第4目 文書広報費中広報広聴課関係部分 …予算書P88～

第8目 企画費 …予算書P94～

第11目 国際化推進費中秘書課、政策推進課関係部分 …予算書P96～

第8款 土木費

第5項 港湾費 …予算書P202～

2. 議案第107号 平成27年度四日市市一般会計補正予算(第8号)

第1条 歳入歳出予算

歳出第2款 総務費

第1項 総務管理費

第4目 文書広報費 …補正予算書(2)P32～

歳出第8款 土木費

第5項 港湾費 …補正予算書(2)P50～

消防本部

(予算常任委員会総務分科会)

1. 議案第58号 平成28年度四日市市一般会計予算

第1条 歳入歳出予算

歳出第9款 消防費

第1項 消防費

第1目 常備消防費 …予算書P214～

第2目 非常備消防費 …予算書P216～

第3目 消防施設費 …予算書P218～

2. 議案第107号 平成27年度四日市市一般会計補正予算(第8号)

第1条 歳入歳出予算

- 歳出第9款 消防費
 - 第1項 消防費
 - 第2目 非常備消防費 ……補正予算書(2)P50～
 - 第3目 消防施設費 ……補正予算書(2)P50～
- 第2条 繰越明許費の補正(関係部分) ……補正予算書(2)P11～

(総務常任委員会)

- 3. 議案第102号 四日市市火災予防条例の一部改正について ……議案書(2)P169～

危機管理監

(予算常任委員会総務分科会)

- 1. 議案第58号 平成28年度四日市市一般会計予算
 - 第1条 歳入歳出予算
 - 歳出第2款 総務費
 - 第1項 総務管理費
 - 第14目 防災対策費 ……予算書P100～
 - 第9款 消防費
 - 第1項 消防費
 - 第4目 水防費 ……予算書P218～
- 2. 議案第107号 平成27年度四日市市一般会計補正予算(第8号)
 - 第1条 歳入歳出予算
 - 歳出第2款 総務費
 - 第1項 総務管理費
 - 第14目 防災対策費 ……補正予算書(2)P32～

(総務常任委員会協議会)

- 3. 国土強靱化地域計画について

総務部

(予算常任委員会総務分科会)

- 1. 議案第58号 平成28年度四日市市一般会計予算
 - 第1条 歳入歳出予算
 - 歳出第2款 総務費
 - 第1項 総務管理費
 - 第1目 一般管理費中総務課、人事課、調達契約課、検査室関係部分 ……予算書P84～
 - 第2目 人事管理費 ……予算書P88～
 - 第3目 恩給及び退職年金費 ……予算書P88～

- | | | |
|------|---------------|-----------|
| 第4目 | 文書広報費中総務課関係部分 | …予算書P88～ |
| 第9目 | 計算記録管理費 | …予算書P94～ |
| 第15目 | 人権推進費 | …予算書P102～ |
| 第21目 | 諸費中総務課関係部分 | …予算書P108～ |
| 第4項 | 選挙費 | …予算書P114～ |
| 第5項 | 統計調査費 | …予算書P120～ |
| 第2条 | 債務負担行為（関係部分） | …予算書P15～ |
2. 議案第71号 平成27年度四日市市一般会計補正予算（第7号）
- 第1条 歳入歳出予算の補正
- 歳出第1款 議会費～ 第10款 教育費 …補正予算書P16～
3. 議案第72号 平成27年度四日市市競輪事業特別会計補正予算（第2号）
- …補正予算書P47～
4. 議案第73号 平成27年度四日市市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- …補正予算書P61～
5. 議案第74号 平成27年度四日市市食肉センター食肉市場特別会計補正予算（第2号）
- …補正予算書P75～
6. 議案第75号 平成27年度四日市市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）
- …補正予算書P89～
7. 議案第76号 平成27年度四日市市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- …補正予算書P103～
8. 議案第107号 平成27年度四日市市一般会計補正予算（第8号）
- 第1条 歳入歳出予算
- 歳出第2款 総務費
- 第1項 総務管理費
- 第1目 一般管理費 …補正予算書(2)P32～
- 第2目 人事管理費 …補正予算書(2)P32～
- 第9目 計算記録管理費 …補正予算書(2)P32～
- 第4項 選挙費 …補正予算書(2)P34～
- 第2条 繰越明許費の補正（関係部分） …補正予算書(2)P11～
- （総務常任委員会）
9. 議案第77号 四日市市行政不服審査法施行条例の制定について …議案書P1～
10. 議案第78号 四日市市行政不服審査法の施行に伴う整備条例の制定について
- …議案書P5～
11. 議案第80号 四日市市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- …議案書P29～

12. 議案第81号 四日市市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部改正について …議案書P31～
13. 議案第82号 四日市市職員給与条例等の一部改正について …議案書P33～
14. 議案第83号 四日市市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について …議案書P57～
15. 議案第84号 四日市市職員の勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例の一部改正について …議案書P63～
16. 議案第85号 四日市市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正について …議案書P65～
17. 議案第86号 四日市市職員の旅費に関する条例の一部改正について …議案書P67～
18. 議案第87号 四日市市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について …議案書P69～
19. 議案第88号 四日市市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について …議案書P73～
20. 議案第89号 四日市市職員賞じゅつ金条例の一部改正について …議案書P77～

(所管事務調査)

21. 平成27年度第1回及び第2回四日市市人権施策推進懇話会について

会計管理室

(予算常任委員会総務分科会)

1. 議案第58号 平成28年度四日市市一般会計予算
第1条 歳入歳出予算
歳出第2款 総務費
第1項 総務管理費
第6目 会計管理費 …予算書P90～

監査事務局

(予算常任委員会総務分科会)

1. 議案第58号 平成28年度四日市市一般会計予算
第1条 歳入歳出予算
歳出第2款 総務費
第6項 監査委員費 …予算書P122～
-

財政経営部

(予算常任委員会総務分科会)

1. 議案第58号 平成28年度四日市市一般会計予算
 - 第1条 歳入歳出予算
 - 歳出第2款 総務費
 - 第1項 総務管理費
 - 第1目 一般管理費中管財課関係部分 …予算書P84～
 - 第5目 財政管理費 …予算書P90～
 - 第7目 財産管理費 …予算書P92～
 - 第21目 諸費中市民税課、財政経営課関係部分 …予算書P108～
 - 第2項 徴税費 …予算書P110～
 - 第4款 衛生費
 - 第4項 病院費 …予算書P168～
 - 第8款 土木費
 - 第7項 下水道費 …予算書P210～
 - 第11款 公債費 …予算書P246～
 - 第12款 予備費 …予算書P248～
 - 第2条 債務負担行為(関係部分) …予算書P15～
 - 第5条 歳出予算の流用 …予算書P7
2. 議案第70号 平成28年度四日市市桜財産区予算 …予算書(特別会計・財産区)P237
3. 議案第107号 平成27年度四日市市一般会計補正予算(第8号)
 - 第1条 歳入歳出予算の補正
 - 歳出第2款 総務費
 - 第1項 総務管理費
 - 第7目 財産管理費 …補正予算書(2)P32～
 - 第21目 諸費 …補正予算書(2)P32～
 - 第12款 公債費 …補正予算書(2)P56～

財政経営部・会計管理室

(予算常任委員会総務分科会)

1. 議案第58号 平成28年度四日市市一般会計予算
 - 第1条 歳入歳出予算
 - 歳入全般 …予算書P22～
 - 第3条 地方債 …予算書P17
 - 第4条 一時借入金 …予算書P7

2. 議案第71号 平成27年度四日市市一般会計補正予算（第7号）
 - 第1条 歳入歳出予算の補正
歳入全般 …補正予算書P14～

 3. 議案第107号 平成27年度四日市市一般会計補正予算（第8号）
 - 第1条 歳入歳出予算の補正
歳入全般 …補正予算書(2)P18～
 - 第3条 地方債の補正 …補正予算書(2)P12～

 4. 議案第114号 平成28年度四日市市一般会計補正予算（第1号）
 - 第1条 歳入歳出予算の補正
歳入全般 …補正予算書(3)P12～
-

議会事務局

（予算常任委員会総務分科会）

1. 議案第58号 平成28年度四日市市一般会計予算
 - 第1条 歳入歳出予算
歳出第1款 議会費 …予算書P84～
 - 第2条 債務負担行為（関係部分） …予算書P15～

2. 議案第71号 平成27年度四日市市一般会計補正予算（第7号）
 - 第1条 歳入歳出予算の補正
歳出第1款 議会費 …補正予算書P16～

3. 議案第107号 平成27年度四日市市一般会計補正予算（第8号）
 - 第1条 歳入歳出予算の補正
歳出第1款 議会費 …補正予算書(2)P32～

その他

1. 休会中所管事務調査報告書の確認について

2. 2月定例会議会 議会報告会について
日時：平成28年3月26日（土）午前9時45分～ 場所：総合会館7階第1研修室

3. 休会中所管事務調査について
日程（案）：平成28年4月12日（火）午後1時30分から
平成28年4月21日（木）午前10時00分から

総務常任委員会/予算常任委員会総務分科会 審査順序

平成28年 3月31日(木)
本会議休憩中 第1委員会室

(予算常任委員会総務分科会)

1. 議案第120号 平成28年度四日市市一般会計補正予算(第2号)

第1条 歳入歳出予算の補正

歳入全般

…補正予算書(1)P12~13

2. 議案第121号 平成27年度四日市市一般会計補正予算(第9号)

第1条 歳入歳出予算の補正

歳入全般

…補正予算書(2)P12~13

(総務常任委員会)

1. 議案第122号 四日市市税条例等の一部改正について

(以下は時間があれば)

(その他)

1. 議会報告会/シティ・ミーティングで出された意見について

- ・市民意見を【1】議会として協議すべき意見【2】各常任委員会で協議すべき意見【3】その他の意見 に分ける

日程：平成28年4月21日(木) 午前10時00分から ⇒ なし

○国土強靱化地域計画について

1. はじめに

日本はこれまで地震や台風などさまざまな自然災害により多くの被害をもたらされており、その被害に対してさまざまな対策を講じてきました。しかし、想定外の災害の発生は、国土や国民に甚大な被害を与え、復旧・復興には長期間を要しています。これを回避するためには、とにかく人命を守り、また経済社会への被害が致命的なものにならず迅速に回復する「強さとしなやかさ」を備えた国土、経済社会システムを平時から構築するという発想に基づき継続的に取り組むことが必要です。

当委員会においては、本市における既存の防災計画等の各種計画やさまざまな防災・減災対策を把握するとともに、政府が予算措置を講じて地方自治体に対し計画策定を推奨している国土強靱化地域計画の必要性について検証するため、休会中所管事務調査のテーマとして取り上げ議論することといたしました。

2. 国土強靱化地域計画について

(1) 国土強靱化の基本目標

平成26年6月3日に閣議決定された「国土強靱化基本計画」によると、国土強靱化の基本目標は、いかなる災害等が発生しようとも、

- ・人命の保護が最大限図られること
- ・国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ・国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ・迅速な復旧復興

を可能とすることと記述されています。なお、これらの効果として、

- ・地域住民の生命・財産、産業競争力、経済成長力を守る。
- ・国・地方公共団体・民間のそれぞれの、状況変化への対応力や生産性・効率性を向上する。
- ・経済成長の一翼を担い、国際競争力の向上、国際的な信頼の獲得をもたらす。

を挙げることができます。

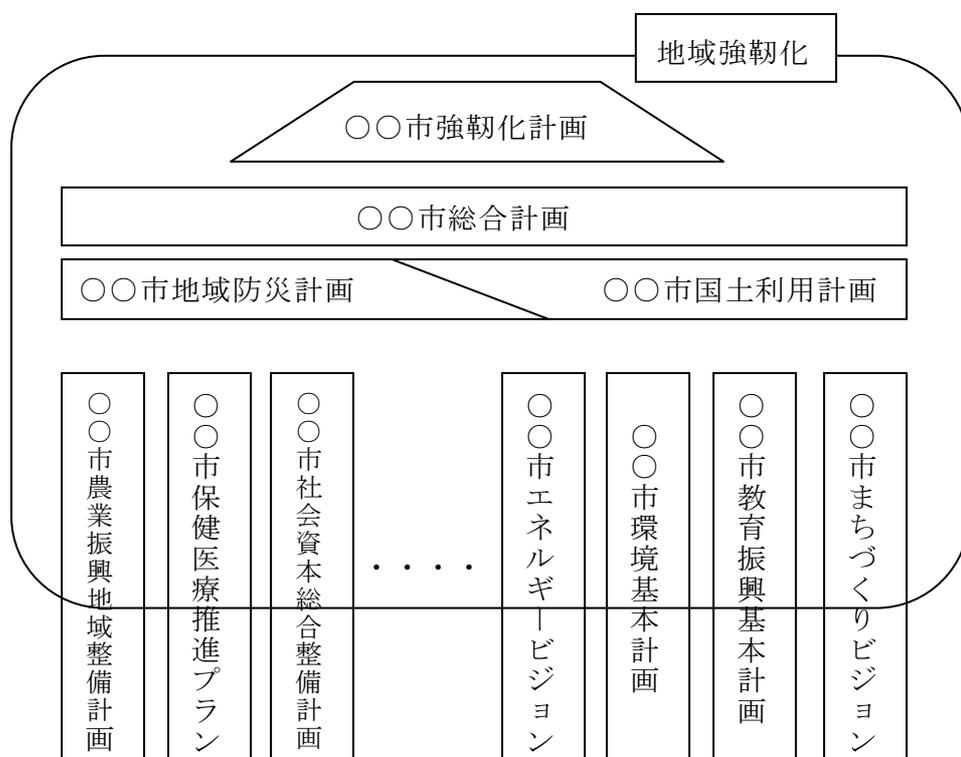
(2) 国土強靱化地域計画の策定について

① 国土強靱化地域計画の位置づけ

地域強靱化計画は、国土強靱化の観点から、地方公共団体におけるさまざまな分野の計画等の指針となるものであり、基本計画と同様に、いわゆる「アンブレラ計画」としての性格を有するものです。すなわち、地域強靱化計画が手引きとなり、地方公共団体の各種計画等について、国土強靱化の観点から必要な見直しを行い、これらを通じて必要な施策

を具体化し、国土強靱化を推進していくものです。

【参考】地域強靱化計画のアンブレラのイメージ



参考：国土強靱化地域計画策定ガイドライン

②計画策定のメリット

国土強靱化地域計画策定ガイドラインによると、地域強靱化計画を策定し、重点化・優先順位付けを行いながら計画的に強靱化を推進することの主なメリットとして下記の3つを挙げています。

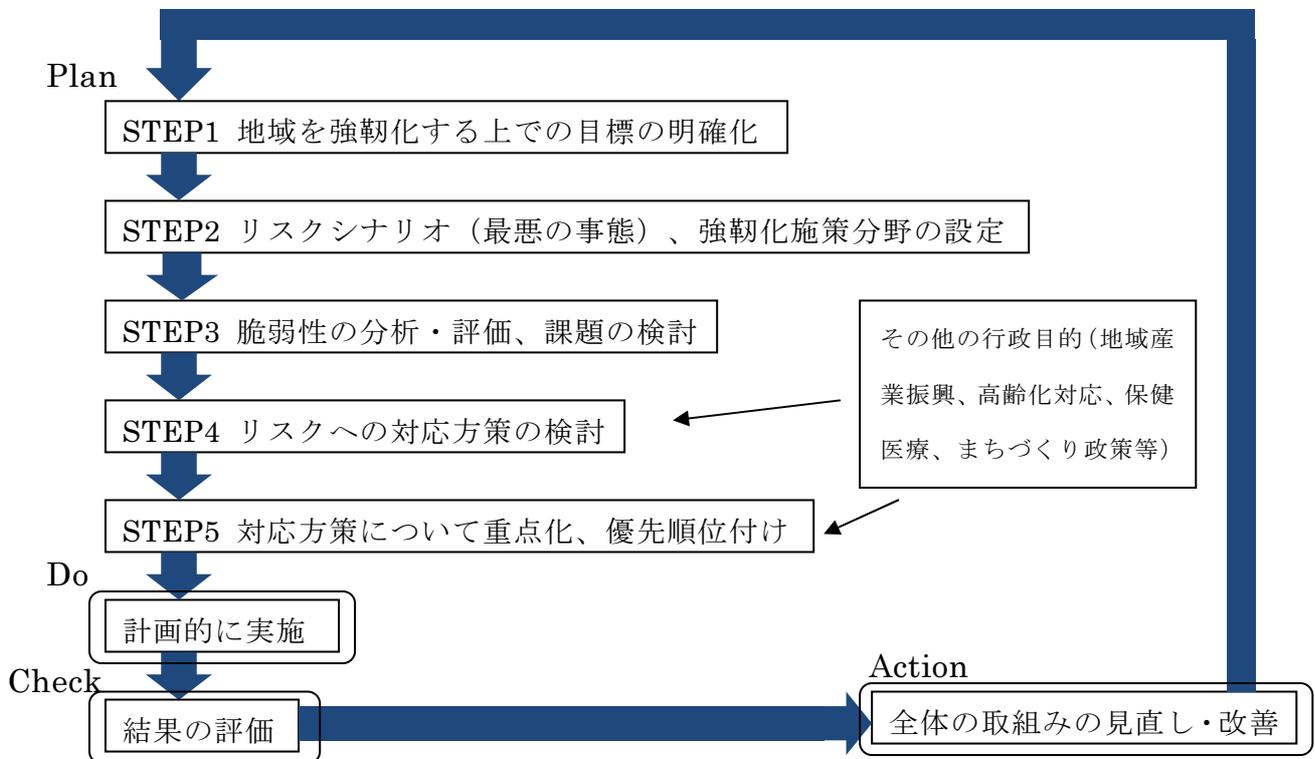
メリット1：どのような災害等が起こっても、被害の大きさそれ自体を小さくすることが可能である。

メリット2：国土強靱化にかかる各種の事業がより効果的かつスムーズに進捗することが期待できる。

メリット3：大規模自然災害等のさまざまな変化への地域の対応力の増進をもたらし、地域の持続的な成長を促進。さらに、地域強靱化計画及びそれに基づく取り組みを国内外に周知・広報することを通じて、当該地域が内外から適正に評価される。

③地域強靱化の進め方

国土の強靱化は、いわば地域のリスクマネジメントであり、以下のPDCAサイクルを繰り返して、取り組みを推進します。



出典：国土強靱化地域計画策定ガイドライン

3. 本市の現状について

平成27年7月に県が「三重県国土強靱化地域計画」を発表したことから、本市では、平成25年12月に施行された「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下、国土強靱化基本法）の第14条「国土強靱化地域計画は国土強靱化基本計画と調和が保たれたものでなければならない。」の規定に基づき、まずは、県の地域計画に対する本市の現状について整理を行っています。

国の示した国土強靱化地域計画策定ガイドラインで「地域計画の『起きてはならない最悪の事態』について、国土強靱化基本計画で設定している45の事態を参考にしつつ、地域の特性を踏まえて設定する」とされていることから、県では、地域の実情に応じて整理を行い、39の「起きてはならない最悪の事態（以下、リスクシナリオ）」設定しています。

次ページに、県が設定した39のリスクシナリオに対応する本市の計画・事業を一部掲載します。

	三重県国土強靱化地域計画の脆弱性評価項目に対応した本市の計画・事業			
リスクシナリオ ○脆弱性評価項目	対象業務・関連業務	関連計画名	関連事業名	担当部局
1. 大規模自然災害が発生した時でも人命の保護が最大限図られる				
1-1. 建物・交通施設等の複合・大規模倒壊による死傷者の発生				
○住宅・建築物等の耐震化	木造住宅耐震化の啓発	耐震改修促進計画 地域防災計画	木造住宅耐震補助事業	危機管理室 都市整備部
	大規模建築物耐震化の啓発	耐震改修促進計画 地域防災計画	—	危機管理室 都市整備部
	市営住宅の耐震化	公共施設等総合管理計画 耐震改修促進計画	曙町市営住宅建替事業	都市整備部
	学校施設の耐震化	—	屋内運動場等吊天井崩落対策事業 窓ガラス飛散防止事業（小学校特別教室）	教育委員会
	集会所の新設・修繕に関する補助	—	集会所建設費補助	市民文化部
○沿道建築物の倒壊防止等	緊急輸送道路沿道建築物耐震化の啓発	耐震改修促進計画 地域防災計画	—	危機管理室 都市整備部
○交通施設の耐震化	鉄道施設耐震化	—	四日市市鉄道駅等耐震対策事業	事業者、国、県、市
○大規模災害を考慮した都市づくり	—	都市計画マスタープラン	—	都市整備部
○避難路等の整備	市幹線道路の整備	—	幹線道路整備事業	都市整備部
○避難場所となるオープンスペースの確保等	都市公園の整備	—	都市公園整備事業	都市整備部
○広域的な連携体制の構築	緊急小援助隊ブロック訓練 受援消防本部管轄区内の合同訓練 三重県内消防相互応援協定	四日市市消防受援計画	—	消防本部
○一時滞在施設の確保	安島備蓄防災倉庫の整備	地域防災計画	—	危機管理室

4. 委員からの意見

- ・地域の強靱化に向けては個別具体的な取り組みが重要である。例えば、県の脆弱性評価項目のうち「住宅・建築物の耐震化」や「避難路等の整備」について、富田にある国道1号の陸橋の老朽化対策は早急な対応が必要である。
- ・本市が地域計画を策定する場合には、コンビナートに関連した脆弱性評価項目を増やすなどの対応が必要ではないか。
- ・コンビナート企業など多くの企業を抱える本市にとって経済的な復旧は、非常に重要である。地域計画策定の際には、十分配慮してほしい。
- ・地域計画の策定に向けたスケジュールを示してほしい。
- ・地域防災計画など種々の計画との整合性を図ってほしい。
- ・コンビナート災害は、設備の老朽化が原因で発生するものが多いと聞く。法規制の検証なども含め今後の課題として認識してほしい。
- ・事業者と行政が協力し、連携できる体制を構築すべきである。
- ・予算は限られているので、市として取り組むべき事項に優先順位をつけて、事業の実施を図るべきである。
- ・各種対策は期限を切って進捗すべきである。
- ・国の補助メニューに合わせて計画を策定すべきである。
- ・数値化も含め、まず、脆弱性評価を行うべきである。また、アセットマネジメントの視点も取り入れるべきである。
- ・業務量の増加に合わせて、危機管理室の人員増を求めるべきである。委員会としても応援する。

5. まとめ

前記のとおり、国土強靱化地域計画の基本的な考え方は「地震や台風など大規模自然災害の発生は避けられるものではないため、地域を強靱化して、被害の最小化を図り、迅速な復旧復興ができるよう対策を講じること」であり、この考え方は、本市にとっても必要なものであります。

現在、国においては、国土強靱化担当大臣及び内閣官房国土強靱化推進室の設置や内閣総理大臣を本部長とした国土強靱化推進本部の開催など、国土強靱化に向けた推進体制を整えています。地方への予算措置についても、地域計画に基づき実施される取り組みに対する関係府省庁の支援として、さまざまな交付金・補助金の交付の判断にあたって、一定程度の配慮することとしています。加えて、国土強靱化推進室は、国土強靱化の取り組みを地方創生と関連させて、「それぞれの施策の効果は、平時・有事のいずれを主な対象としているのかの点で相違はあるものの、双方とも、同じく地域の豊かさを維持・向上させるという目的を

有するものである。両者の相乗効果を高めるためには、地方創生の地方版総合戦略と国土強靱化地域計画が、調和しながら策定されることが効果的である。」と示しています。

本市の現状としては、国土強靱化地域計画の策定は検討すべき重要課題であると考えているものの、当該計画は、総合計画など市の全ての計画の上位に位置するアンブレラ計画であり、各計画等との整合性を図る必要があることや、県が本年7月に「三重県国土強靱化地域計画」を策定したことから、県の地域計画との整合性も図る必要があることなどの課題もあるため、まずは、県の地域計画の脆弱性評価項目に対応した本市の計画や事業の整理を行ったところであります。

当委員会としては、今回執行部が行った調査を四日市版国土強靱化地域計画の策定に向けた第一歩と考えており、この次のステップとして、本市の脆弱性を定量的に評価し、把握することが必要であると考えます。また、リスクシナリオや脆弱性評価項目の設定においては、コンビナート及び港の対策を充実・強化する必要があると考えます。国土強靱化地域計画の策定に課題があるということは理解しますが、南海トラフ地震の将来の発生確率が非常に高いという実情や、地域計画を策定した地方自治体に対し、国の補助金や交付金の配分に一定の配慮がなされるという政府の方針がある中で、市民の命と財産を守るため、本市にとって最も有効な手法は何かを改めて考えるべきです。

いずれにしましても、国土強靱化地域計画策定に向けた本市の方向性を早期に定め、議会に報告するとともに、脆弱性評価項目における定量的な評価について、速やかに調査を行い、議会へ報告するよう強く要望し、当委員会の報告といたします。

[委員会の構成]

委員長	竹野兼主
副委員長	荒木美幸
委員	谷口周司
委員	中村久雄
委員	早川新平
委員	樋口博己
委員	藤田真信
委員	森康哲

○コンビナートの安全対策について

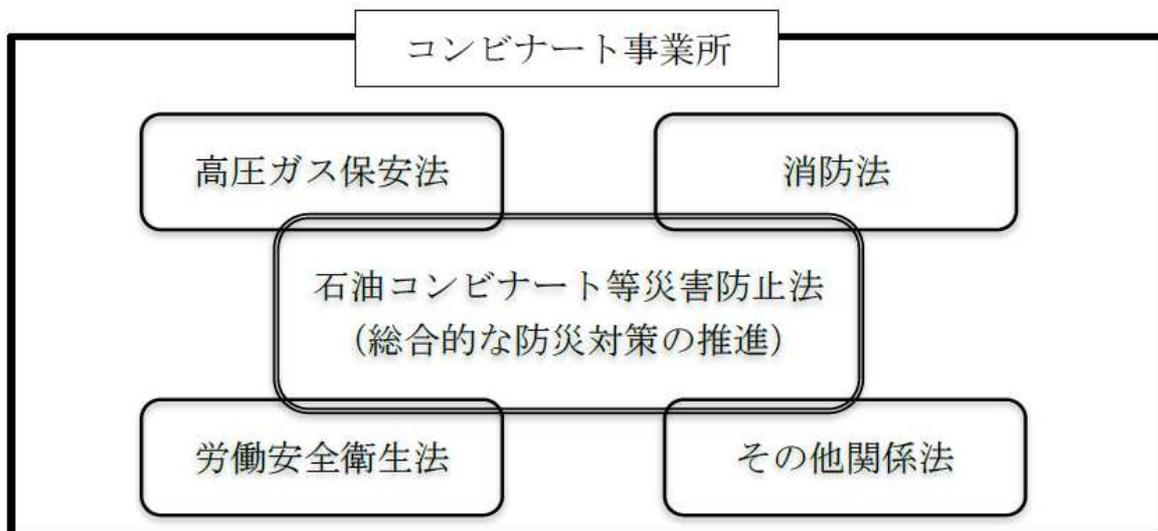
1. はじめに

近年、東日本大震災をはじめとする大規模災害の発生等により、市民の防災意識は高まっています。また、平成26年1月には三菱マテリアル四日市工場において爆発事故が発生しており、平成27年の1年間においても消防車が出動する事案が16件発生しています。このような現状において、コンビナートに隣接する地域の住民からは、コンビナートの安全対策について心配する声が聞かれます。平成27年10月に常磐地区市民センターで開催した議会報告会／シティ・ミーティングにおいても、市民から同様の意見が挙げられたところでもあります。

つきまして、当委員会といたしまして、コンビナートの安全対策全般について、休会中所管事務調査のテーマとして取り上げ、現状の安全対策や課題、および今後の対策を議論することといたしました。

2. 石油コンビナートの法規制概要について

石油コンビナート地域では、消防法、高圧ガス保安法などの個別法で個々を規制するのみではなく、災害発生、被害拡大の危険性を十分に勘案した、事業所全体の総合的な防災対策が必要であることから、石油コンビナート等災害防止法が制定された。石油コンビナートにかかる法規制のイメージは下図の通りである。



石油コンビナート等災害防止法は、石油コンビナート等特別防災区域に係る災害の発生及び拡大防止、また災害が発生した場合の対処法やそのための施設、資機材、必要な手続きが定められた法律であり、一定量以上の高圧ガスや石油等を取り扱う事業所を「特定事業所」、複数の特定事業所の存する区域を「特別防災区域」として規定している。

平成27年4月1日現在の本市の特定事業所数は、下表の通りである。

事業所種別	第1コンビナート	第2コンビナート	第3コンビナート	全体
第1種事業所	6事業所	3事業所	7事業所	34事業所
第2種事業所	13事業所	2事業所	3事業所	
計	19事業所	5事業所	10事業所	

※第1種事業所：石油の貯蔵・取扱量を1万kL及び高圧ガスの処理量を200万m³で除した値が1以上の事業所 ※第2種事業所：第1種事業所以外で県知事が指定する事業所

3. 消防法における危険物規制概要について

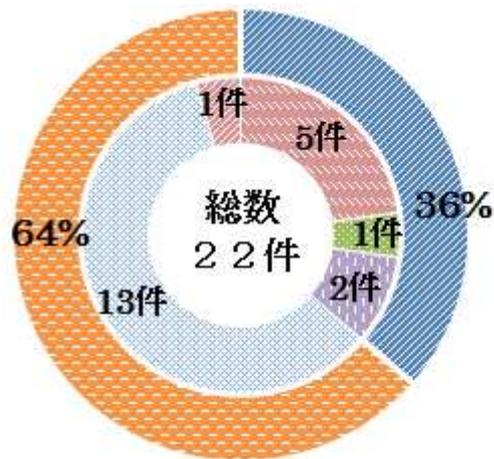
危険物とは、消防法で指定されている石油など、特に火災を発生させやすい発火性または引火性を有する物品であり、一定数量以上の危険物を貯蔵・取り扱う施設については、法に規定する技術基準に適合させ、市町村長の許可を受ける必要がある。また、危険物施設における危険物の貯蔵、取扱いは、危険物取扱者の資格を持った者が行うか、資格を持った者の立ち会いを必要とする。なお、本市における危険物施設は下表の通りである。

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
本市危険物施設数	4,177施設	4,132施設	4,074施設
コンビナート事業所施設数	2,064施設	2,048施設	2,009施設

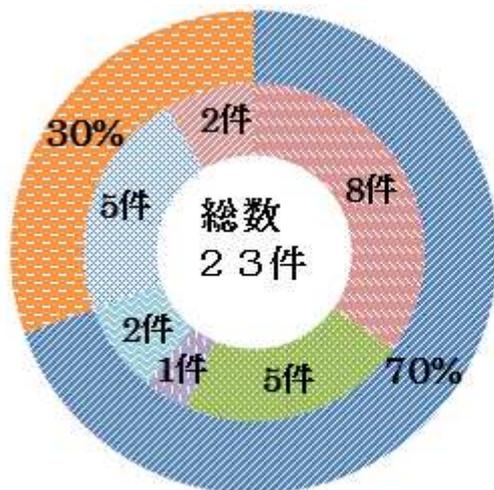
4. 石油コンビナート事業所への出動件数

特定事業者は、石油コンビナート等災害防止法に基づき、事業所において出火、石油等の漏洩などの事象が発生した場合には、消防機関へ通報することとなっている。以下の図表は、本市における消防車出動事案及び年別の発災要因である。

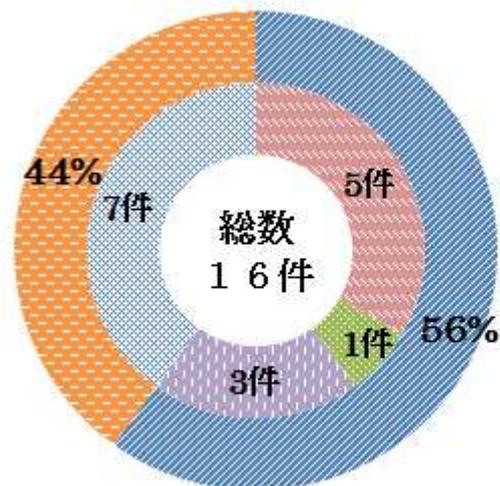
	火災	爆発	漏洩	その他	合計	内訳		
						第1コンビ	第2コンビ	第3コンビ
平成25年	4件	0件	16件	2件	22件	11件	2件	9件
平成26年	7件	1件	14件	1件	23件	10件	6件	7件
平成27年	7件	0件	7件	2件	16件	15件	0件	1件



平成25年発災要因内訳



平成26年発災要因内訳



平成27年発災要因内訳

発災要因の傾向としては、毎年、人的要因では、維持管理不十分、操作確認不十分、物的要因では、腐食疲労等劣化といったものが増えている。近年では、本市も含め山口県や兵庫県の石油コンビナート事業所において、死傷者を出す爆発火災が起こっており、これら

の発災要因の背景には、作業や取扱い物質等における潜在危険の洗い出し不足や人材育成・技術伝承等の問題があると言われている。

5. 事故防止に関する消防本部の取り組み状況

(1) 危険物施設への立入検査

事故を未然に防止するためには、危険物施設を適正に維持管理する必要があるとあり、立入検査を通じてその実態を確認している。特に、石油コンビナート事業所における危険物施設は、事故が発災した際に大きな被害をもたらす恐れがあることから、全ての施設を概ね2年で一巡するよう立入検査を実施している。

(2) 再発防止対策の指導

消防本部では、これまで発災事業所に対して、発災要因とその要因からなる再発防止対策の求め、再発防止の徹底を図っている。さらに、三菱マテリアル株式会社四日市工場爆発火災を教訓に、発災事業所が行う再発防止対策に関して、必要に応じてその対応状況のフォローアップを行い、発災事業所とともに再発防止対策の構築に努めている。

(3) 文書指導

国からの事故防止に関する通知があった場合や、類似事故の再発防止を徹底する必要がある場合には、全事業所あるいは発災事業所に対して文書を発出し、注意喚起をしている。

(4) 危険物安全管理強調月間の実施

全国では、6月の第2週を「危険物安全週間」として、危険物に対する意識の高揚と啓発を目的とした各種運動が展開されているが、本市では、全国で有数の石油コンビナートを抱える状況を踏まえ、6月の1カ月間を「危険物安全管理強調月間」とし、危険物施設での消防訓練や危険物事故防止に係る広報活動等、事故防止に関する運動を展開している。特に、石油コンビナート事業所には、毎年、「防災診断」と称して、事業所の自主的な災害防止に係る対策に関するテーマを設定し、テーマに沿って事業所からヒアリングを行い、必要な指導を行っている。また、平成27年度からは、事故防止に向けてより効果的な指導を行うため、三重県と連携し防災診断を行っている。

(5) 四日市市コンビナート安全対策委員会の開催

消防本部では、毎年、四日市市コンビナート安全対策委員会を開催し、石油コンビナート事業所で発生した事故の原因の究明に関する指導・助言等を受けるとともに、石油コンビナートの安全対策を指導する消防職員の資質向上について、三重大学工学部教授等の学識経験者や防災関係機関の職員から助言を受けている。石油コンビナート事業所における事故は、さまざまな要因があり、特に機械的な要因に関しては、工学的な見地からの分析も必要となる。この安全対策委員会では、個別の事故について各委員からの助言を受けることで、詳細な原因究明とより有効な再発防止対策に繋げている。

6. 市の取り組み状況

公害及び災害に関する防止対策の円滑な実施を促進するために、企業代表者、地元住民代表者、学識経験者及び市の各部局（環境部、危機管理監、消防本部）をもって霞ヶ浦地域公災害防止協議会及び南部工業地域環境安全協議会を設置している。両協議会とも年2回開催しており、企業、地元住民及び行政とのコミュニケーションを目的として、環境安全対策及び災害事案等について協議及び報告を行っている。

7. 委員からの意見

- ・災害の発生原因について、施設の老朽化に大きな不安を感じる。その不安を払拭するために行うのが立入検査である。最新の検査技術を用いるなど、行政がしっかり責任を持って検査をするべきである。
- ・事業者頼みではなく、行政としてコストよりも安全を重視して立入検査に取り組んでほしい。また、コンビナート施設は相当の築年数が経過し、老朽化が進んでいるため、年々より詳細な検査を実施するべきである。定期修理のタイミングを合わせ、有効な検査方法を取り入れた検査の実施を求めたい。
- ・沿岸部にコンビナートを有する本市においては、津波対策が大きな課題である。津波発生時には、高圧ガス球形タンクが流れる可能性もあるのではないかと懸念される。また、埋め立て地に立地していることから、コンクリートや杭の浸食も懸念される。市、県の縦割り行政に縛られず、情報交換をするなど連携を密にとり、市民の安全を守るべきである。
- ・国土強靱化地域計画にかかる定量的な脆弱性評価について、危機管理部局において現在作業中であるが、その中でコンビナートの安全対策についても数値化を図ってほしい。
- ・霞ヶ浦地域公災害防止協議会及び南部工業地域環境安全協議会について、地元住民の対象を広げ、事故の具体的な報告など積極的な情報公開を行うとともに、住民の不安を広く聴取する場を設けるべきではないか。
- ・両協議会に地元の消防団を出席させるべきではないか。有事の際には、避難誘導などを消防団が担うこととなるため、情報の共有は必須である。

8. まとめ

今回の休会中所管事務調査は、平成27年10月に開催された議会報告会／シティ・ミーティングにおいて、市民の方からコンビナートの安全対策について心配する声が挙げられたことを端緒として実施したものであります。

本市のコンビナートにつきましては、国内有数の規模を誇り、近年は、コンビナート夜景クルーズなどの観光資源としても活用されていますが、その設備は経年劣化が懸念されてお

り、平成27年においては腐食疲労等劣化を原因とした事故が7件発生しています。なお、同年における人的要因による事故は9件となっています。後者における事故原因の背景には、人材育成や技術伝承にかかる問題もあり、行政による関与ができない部分もありますが、前者においては、経年劣化する設備に十分な立入検査等を実施することで事故の前兆を見つけることができると考えます。

現状においても、消防本部として立入検査や再発防止対策の指導、文書指導等を実施しているところではありますが、現に事故が発生している以上、例えば、消防本部が行う立入調査で、外観のみの検査だけでなく、打音検査や超音波を用いた検査などの新たな技術を導入し、検査の充実を図るべきと考えます。

当委員会といたしましては、市が率先して立入検査の充実を図り、コンビナート防災について緊密な関係にある県に対しても、監視・検査の充実を求めていくべきと考えます。市民に最も身近な行政として、市民からの不安の声を真摯に受け止め、市、県および事業所と一体となって事故の未然防止を目指すよう強く要望し、当委員会の報告といたします。

[委員会の構成]

委員長	竹野兼主
副委員長	荒木美幸
委員	谷口周司
委員	中村久雄
委員	早川新平
委員	樋口博己
委員	藤田真信
委員	森康哲

○入札制度について

1. はじめに

本市の入札制度については、最も価値の高い調達の実現及び事業者の健全な育成を目指し、公正性・透明性の向上、監督検査の徹底、不良不適格業者の排除など、改善に向けての取り組みを継続的に行っているところです。

当委員会においては、これまでも入札制度について、所管事務調査を実施してきたところですが、平成27年1月から四日市市公契約条例が施行されている中、最低制限価格と同額での抽選による落札決定が入札結果の大半を占めているという本市の現状や、平成26年6月の「公共工事の品質確保の促進に関する法律」の改正を受けて、国土交通省が発注者である地方公共団体における多様な入札契約方式の導入・活用を促進するため、他の発注者のモデルとなる発注への支援に取り組んでいるという国の動向も踏まえ、本市における現在の課題や今後の方向性について、改めて所管事務調査を行うことといたしました。

加えて、平成27年2月定例会議会の総務常任委員会協議会において協議された四日市ドームにおける自動販売機設置業者の選定方法について、入札の結果及び現状の課題を確認するため、あわせて所管事務調査を実施することといたしました。

2. 本市における入札制度の改善及び課題について

(1) 談合防止に向けた入札制度の改善

① 一般競争入札の対象を順次拡大 (金額以上)

適用	市内				市外
	土木一式	建築一式	舗装	その他	すべて
H6	試行開始				
H9.4	1億5,000万円				
H9.9	8,000万円				
H12.7	5,000万円		1,000万円	8,000万円	8,000万円
H13.7	2,500万円		1,000万円	5,000万円	8,000万円
H15.1	50万円 (営繕工事は100万円)				

※平成20年度から受注者発注者双方の事務量軽減策として事後審査型一般競争入札を導入

② 契約約款の違約金条項及び資格停止措置の強化

③ 郵便入札の実施 (平成14年度～)

(2) 参加資格要件の設定

① ランク又は総合点数範囲の設定

【土木一式工事の例】

※その他建築一式工事・舗装工事で格付けを実施

ランク	総合点	完成工事高	技術者	許可	発注金額
A	760点	2億円	1級国家資格者3名	特定建設業	5000万円以上
B	650点	1億円	国家資格者3名 (うち1級1名)		2500万円以上 5000万円未満
C	590点	3千万円	国家資格者3名 又は国家資格者2名 (うち1級1名)		1000万円以上 2500万円未満
D	530点	1千万円	国家資格者1名		1000万円未満
E	上記以外				500万円未満

②技術者要件の設定

③施工実績等要件の設定④地域要件の設定

(3) 予定価格の公表

時期	区分
平成10年4月	事後公表を開始
平成11年1月	一部事前公表（試行）を開始
平成11年10月	事前公表（試行）の対象を拡大
平成12年7月	一般競争入札は原則事前公表（試行）へ
平成13年5月	事前公表を本格的に実施

《事前公表の継続理由》

- ・ 透明性及び客観性の確保
- ・ 採算が見込めない入札の回避による積算業務の負担軽減
- ・ 入札不調の発生の抑制

(4) 低入札への対応

最低制限価格制度及び総合評価方式における低入札価格調査制度の導入

【最低制限価格の算出方法の推移】

時期	区分	算出方法	範囲
H10.4	事後公表	非公表	予定価格の
H11.6	事前公表試行	非公表	
H13.4	事前公表取りやめ	非公表	
H15.4	率抽選方式 (効果) 事前の最低制限価格の算出が 困難なため、抽選がほぼない。 (課題) 業者の積算努力が反映されず	公告の際に80.00%~84.99% (2~3%)の幅を示して、立会 人によるくじで最低制限価 格率を決定し、その率を予定	

	結果として、積算せずに入札するようになる。最低制限価格がくじで決定される。	価格に乗じて最低制限価格を算出	17/20(85%) ～ 3/5(60%)
H20.4	変動型 (効果)業者が見積もった価格を(実勢価格)をもとに算出される。	入札者の下位6割の入札額の平均に90/100を乗じて算出	
H21.7	(課題)価格競争の激化により、工事の品質低下が懸念される。	入札者の下位1割を除いた6割の入札額の平均に95/100を乗じて算出	
H22.4	中央公契連モデル (効果)算定根拠が明確であり、業者の積算能力が向上する。 (課題)計算上、最低制限価格が算出	各経費に率を乗じて算出 (一般土木工事の場合) 直接工事費×95/100 共通仮設費×90/100 現場管理費×70/100 一般管理費×30/100	
H24.4	できるため、同額の抽選が発生する。	現場管理費の乗率を変更 現場管理費×80/100	
H25.6		一般管理費の乗率を変更 一般管理費×55/100	

(5) 総合評価方式の試行

平成20年度から工事規模・内容に応じて試行している。

【対象工事】 下記以外の工事についても、工事内容等に応じて抽出

対象業種	予定価格
土木一式工事（上下水道工事除く）	5千万円以上
土木一式工事（上下水道工事） 建築一式工事（新築、改築、増築に限る） 電気工事・管工事（建築一式の分離発注分） 機械器具設置工事（上下水道施設） 電気通信工事	1億円以上

(6) 公契約条例の施行

背景 入札における過度な競争は、事業の質や市民サービスの低下を招き、労働条件の悪化などの問題にもつながる恐れがあることから、これまで低入札への対応を行ってきた。今後は、この取り組みが下請けも含めた適正な価格による契約や、労働者の適正な賃

金の確保、そして公契約の事業の質の向上につながる仕組みが必要となっていることから、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」及び「公共工事の品質確保の促進に関する法律」の改正を踏まえた四日市市公契約条例を制定した。

- 目的**・労働者が安心して暮らすことのできる適正な労働条件の確保
- ・公契約に係る事業の質の向上

取り組み 適正な公契約の確保

- ・適正な契約方法の採用
- ・入札・契約手続の透明性の確保と不正行為防止の徹底
- ・適正な下請契約

適正な履行及び良好な品質の確保

- ・適正な契約条件の設定
- ・適正な履行体制の確保と確認、また是正が必要な場合の指導

適正な労働条件の確保

- ・適正な労働条件の確保とそのことに関する報告の要求、また必要に応じた当該報告に対する調査及び指導

(7)入札制度における現状と課題

- ・最低制限価格と同額での抽選による落札決定について、最低制限価格の引き上げによりその類推が難しくなったことのほか、民間工事の活況による公共工事からの敬遠、建設業界の人手や資材不足による競争性の低下を要因として、今年度は若干減少したが、まだ入札結果の大半を占めている。
- ・総合評価方式について、比較的簡易な工事では技術提案の内容に優劣差がなくなってきあ。また技術提案の作成や審査に係る事務手続きが、入札参加者及び発注者双方の負担となっている。
- ・民間工事の活況による公共工事離れや人手・資材不足で全国では入札不調が多く発生している。

3. 四日市ドームにおける自動販売機設置業者の選定方法について

(1)これまでの経緯

従来、公共施設においては、地方自治法第238条の4第7項に規定する「行政財産の目的外使用許可」により、福祉団体等に自動販売機を設置させることが一般的でありました。しかし、平成18年の地方自治法改正により、行政財産の貸付範囲及びその対象が拡大されたことから、一部の自治体において、自販機の設置事業者を公募し、一般競争入札によって選定しようとする動きがみられるようになり、さらに、事業者による入札の結果、自治体が受け取る貸付料収入が大幅に増加するという事例が相次ぎました。このような状況を受けて、全国

各地の自治体において同様の取り組みが行われるようになり、本市としても、資産の有効活用による新たな財源の確保を目的に、自販機の設置事業者を入札で選定することとしました。

平成24年7月に「四日市市自動販売機の設置に係る行政財産の貸付けに関する要綱」及び「入札実施要領」を定め、公共施設に自販機を設置する場合は、原則として入札により事業者を選定することとしました。これまで48台（既設入替37台、新規設置11台）の自販機について、入札で設置事業者を選定しており、本市が受け取る貸付料収入の合計は、年額15,978,112円（既設入替9,540,751円（従前は2,670,449円）、新規設置6,437,361円）となっています。

入札で設置した自販機の売上実績が明らかになる中、平成25年12月の総務常任委員会所管事務調査において、「自販機の売上金額が市に支払う貸付料を下回る、明らかに採算が合わないケースが見受けられることから、他の自治体の取り組み等も十分に調査し、入札のあり方について検討する必要がある」との指摘を受けました。

これを受けて、自販機の売上実績や他の自治体の取り組み状況、また、設置事業者への聴き取り調査等を実施し、改めて入札について検討を行ったところ、これまで自販機を設置したことがない施設に新規で設置する場合には、事業者の見積りの参考となる販売実績本数が存在せず、結果的に実際の売上金額が落札額（貸付料）を下回る傾向があることが明らかになりました。そのため、従来の貸付料総額による入札にかえて、売上金額に乗じる料率による入札を行うことができるよう平成26年7月に要綱等を改正し、新規に自販機を設置する場合に、売上金額を上回る貸付料を支払うといった事態が生じることがないように制度の見直しを図りました。

(2) 四日市ドームにおける入札結果

入札日：平成27年3月31日 入札台数：7台（全て既設入替）

設置期間：平成27年5月1日から平成32年3月31日まで（4年11か月）

	落札者	次点	次々点
	入札額（年額、税込）	入札額（年額、税込）	入札額（年額、税込）
物件番号1 （3台）	A社 1,540,944円	C社 1,179,698円	B社 1,159,920円
物件番号2 （2台）	B社 1,299,888円	A社 1,246,752円	D社 746,628円
物件番号3 （2台）	A社 841,104円	B社 784,080円	D社 560,355円
合計（7台）	3,681,936円		

※従前の貸付料 年額2,454,000円（公募型プロポーザル方式で選定）

(参考)本市の公共施設に設置されている自販機設置業者の選定方法

事業者の選定方法		台数	備考
公 募	一般競争入札	48台	既設自販機の入替 37台 新規設置 11台
非 公 募	福祉団体への設置許可 (既設に限る)	62台	身体障害者連合会、母子寡婦福 祉会等へ引き続き使用許可
	施設内の食堂等の運営事業 者に設置許可	4台	総合会館喫茶コーナー ヘルスプラザ
	特定の事業者へ設置許可	10台	四日市競輪 垂坂公園・羽津山緑地
	指定管理者へ設置許可	1台	少年自然の家
合計		125台	

4. 委員からの意見

【入札制度の改善及び課題について】

- ・最低制限価格での入札が複数あり、応札者を抽選により決定しているという現状は、望ましい姿ではない。他市の先進事例を調査するとともに、現状、事前公表となっている予定価格について、国の指針も踏まえ事後公表とするよう検討すべきではないか。事後公表とすることで、積算能力のある業者が応札できるようになるのではないか。
- ・ランク別で発注する制度の意義は理解するが、地元企業の育成の観点から、ランクの格付け条件の見直しを検討すべきである。
- ・近隣自治体でも入札不調が続く事例が見受けられる中、本市においては、国体の開催に向けて、関連施設の整備が始まる。時代に応じた新たな入札方式を導入するなど、本市においてよりよい入札が行えるよう努めてほしい。

【四日市ドームにおける自動販売機設置業者の選定方法について】

- ・自販機設置業者の選定方法をプロポーザル方式から一般競争入札へと変更したことにより、歳入は増加したが、市内業者ではなく、全国展開の業者が応札する結果となっている。広い視野、長い目で見て、業者選定を行うべきである。
- ・消費者の多様なニーズに対応するという考えのもと、入札を3つに分けて実施したにも関わらず、同様のメーカーが複数花落札しているという現状に問題意識を持ち、今後の対策を考えるべきである。
- ・現契約となってから、貸付料は約1.5倍になったが、売上本数が減少している。市民ニーズに対応できていないのではないか。

- ・先日四日市ドームで運動会が開かれた時に、西口の自販機が午前10時の時点で売り切れており、補充に来たのは午後3時頃であった。イベントの開催状況に合わせた補充体制とするなど市民ニーズに応えられるよう努力すべきではないか。
- ・貸付料による一般競争入札ではなく、地元の事業者でも落札できるような仕組み作りが必要である。
- ・災害対応などの機能を持った自販機が次々に開発されている現状において、契約期間を3年から5年に延ばすべきではない。
- ・市の財源が増えるのは良いことであるが、福祉団体やまちづくりの活動団体に対し、公共施設への自販機の設置を許可し、自己財源を確保してもらうという視点も必要である。

5. まとめ

「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」及び「公共工事の品質確保の促進に関する法律」の改正、国土交通省による多様な入札契約方式の導入促進など、公共工事を取り巻く環境は大きく変化してきています。加えて、本市では、平成27年1月に四日市市公契約条例が施行され、また、三重国体の開催にかかる大型の公共工事も控え、より効果的な入札契約方式が求められているという現状であります。

この状況下において、日々の入札契約については、最低制限価格での入札による抽選での落札者の決定、入札不調の発生や変更契約の率の高さなど多くの課題が山積しています。

これまで本市では、その時代や状況に応じて、入札方法の改善を行っていることは十分理解しますが、上記のような課題を抱えている以上、現状に満足せず、他市の先進事例や市独自の新たな入札方法の研究をする必要があります。

当委員会といたしましては、過去の所管事務調査において、何度も指摘されていますが、入札制度には絶対的な正解がなく、その時代や状況に合った手法を見出し、改善を続けていく必要があることから、答弁にもありましたように、不断の努力により、本市にとってより良い入札制度を構築するよう強く要望します。また、今後も入札制度の改善にあたっては、地元業者の育成及び活用に引き続き配慮するよう併せて要望します。

なお、自販機設置業者の選定について、市民サービスの向上という視点が欠けているなど改善すべき部分が見受けられるため、次回の入札の際には、本所管事務調査における委員からの意見も考慮に入れ、市民目線に立った取り組みを進めるよう強く求めます。

以上、当委員会の調査報告といたします。

[委員会の構成]

委員長 竹野兼主

副委員長	荒	木	美	幸
委員	谷	口	周	司
委員	中	村	久	雄
委員	早	川	新	平
委員	樋	口	博	己
委員	藤	田	真	信
委員	森		康	哲

平成 27 年 8 月 30 日

四日市市議会

議長 加納 康樹 様

総務常任委員会

委員長 竹野 兼主

総務常任委員会行政視察報告

総務常任委員会が行政視察を行いましたので、その結果を次のとおり報告いたします。

記

1. 視察日時 平成 27 年 7 月 27 日（月）～7 月 29 日（水）
2. 視察都市 熊本市、福岡市、明石市
3. 参加者 竹野兼主 荒木美幸 谷口周司 中村久雄
早川新平 樋口博己 藤田真信 森 康哲
(随行) 濱瀬健介
4. 調査事項 別紙のとおり

(熊本市)

1. 市勢

市政施行 明治 22 年 4 月 1 日
人 口 739,015 人
面 積 390.32 平方キロメートル

2. 財政

平成 27 年度一般会計当初予算	2962 億 1000 万円
平成 27 年度特別会計当初予算	2120 億 5878 万円
平成 27 年度企業会計当初予算	825 億 1163 万円
合 計	5907 億 8041 万円
財政力指数	0.68

3. 議会

条例定数 48
7 常任委員会（総務、教育市民、厚生、環境水道、経済、都市整備
予算決算）
2 特別委員会（公共施設マネジメント調査、人口減少社会に関する調査）

4. 視察事項（「防災サポーター制度」について）

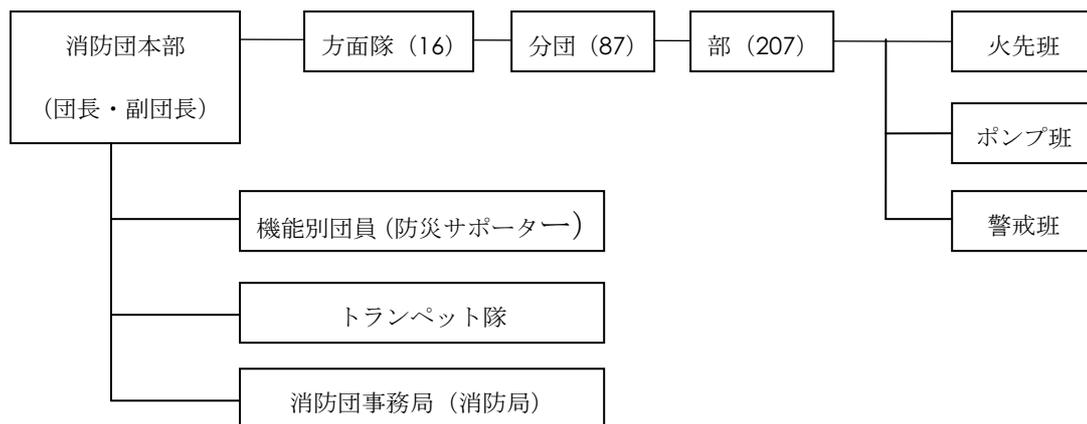
①視察目的

熊本市は、高齢化による退団やなり手不足などで消防団員が減少しており、条例定数の 9 割弱しか人員の確保ができていないという状況であったことから、市内の大学や専門学校に通う学生を対象として、「防災サポーター制度」を平成 26 年 4 月から導入した。この防災サポーターは、火災など危険な現場には出動せず、後方支援などを受け持つ機能別消防団として位置付けられており、各地域の分団には所属せず、本部直属の組織として応急措置など年 3～4 回の訓練に参加するという形式をとっている。本市の消防団においても、高齢化やなり手

不足は恒常的な問題であり、人員確保には今後も厳しい状況が続くことが予想されていることから、熊本市の先進事例を参考とするため、視察を行った。

②熊本市消防団の概要について

(1) 消防団の組織・機構（平成 27 年 4 月 1 日現在）



1 団 16 方面隊 87 分団 1 トランペット隊 207 部

定員 5,338 人 実員 4,930 人うち女性団員 202 人

(2) 年齢別団員数（平成 27 年 4 月 1 日現在）

	～19	20～24	25～29	30～34	35～39	40～44	45～49	50～54	55～
人数	43	409	604	883	1,066	758	451	298	418

※平均年齢 38.0 歳

(3) 消防団施設（平成 27 年 4 月 1 日現在）

	消防団機械倉庫（1 階車庫、2 階会議室）	消防団機械倉庫（車庫）
施設数	73 棟	131 棟
敷地面積	100 m ² ～150 m ²	100 m ² ～150 m ²
建物延面積	55 m ² （2 階建て）	35 m ² （平屋建て）
工作物	ホース乾燥塔	—

(4) 消防団活動状況（平成 26 年度）

	計	火災	風水害等	演習訓練	特別警戒	予防活動	まちづくり	その他
出場延回数	3,612	271	14	1,021	339	761	283	923
出場延人員	36,073	3,045	201	12,515	4,230	4,522	2,939	8,621

(5) 報酬年額（平成 27 年 4 月 1 日現在、単位：円）

	団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員
報酬年額	75,000	60,000	40,000	34,000	25,000	24,000	23,000

(6) 運営交付金（平成 27 年 4 月 1 日現在、単位：円）

	団本部	分団	部
運営交付金	770,000	260,000	40,000~90,000

(7) 費用弁償額（平成 27 年 4 月 1 日現在、単位：円）

警戒・訓練等出場 1 回につき	2,600
-----------------	-------

(8) 退職報奨金の支給状況（過去 5 カ年）

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
支給対象人員（人）	274	277	248	236	284
支給額（千円）	82,748	81,133	86,548	73,269	108,135

(9) 公務災害発生状況（平成 26 年度、単位：人）

	合計（延べ）	療養補償金	休業補償金	障害一時金
補償者数（人）	2	2	0	—
補償金額（円）	120,292	120,292	0	—

③機能別団員「防災サポーター」について

(1) 防災サポーターの趣旨・目的

消防団は「自らの地域は自ら守る」という郷土愛護の精神に基づく地域住民を中心とした組織で、地域防災の要として大きな役割を担っている。常備消防のみでは対応が難しい大規模災害では、地域密着性、要員動員力、即時対応力を活かした消防団活動は必要不可欠であり、平成 23 年の東日本大震災時において改めて消防団の役割と重要性が認識された。このような現状に鑑み、国においても住民の積極的な参加の下に、消防団を中心とした地域防災力の充実強化を図り、住民の安全の確保に資することを目的として、平成 25 年 12 月 13 日付け「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」が制定された。法律の制定に伴い、熊本市消防局としても「消防団員の確保」を目的とするほか、学生に対して、その若さと行動力そして専攻する知識を活用するとともに、地域防災の重要な担い手である消防団への参加を促し、その活動を通じて地域防災に対する興味や関心を持つことにより、卒業後においても、消防団活動や自主防災組織などに参加し、将来の地域防災のリーダーになることが期待され、大変有意義と考える。その取り組みとして、熊本市内に主要 8 大学が分散し、各大学の周囲に学生が多く居住していることに着目し、平成 25 年度当初から各大学へ出向き「防災サポーター制度」の内容等を説明するとともに、リーフレットやポスター掲示を依頼し、サポーターを募り、平成 26 年 4 月 1 日付けをもって、大学生等を中心とした機能別団員「防災サポーター」制度を創設した。

【参考】「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」(条文)

第三章 基本的施策

第一節 消防団の強化等

(消防団への加入促進)

第九条 国及び地方公共団体は、消防団への積極的な加入が促進されるよう、自らの地域は自ら守るという意識の啓発を図るために必要な措置を講ずるものとする。

(大学等の協力)

第十二条 国及び地方公共団体は、大学等の学生が消防団活動への理解を深めるとともに、消防団員として円滑に活動できるよう、大学等に対し、適切な修学上の配慮その他の自主的な取り組みを促すものとする。

(2) 防災サポーターの任用資格

- ・熊本市内の大学等に在学する者（居住地名については市内外を問わない）
- ・担当する役割において最低限の知識・技術を有するもの

(3) 防災サポーターの役割

風水害及び地震等の災害が発生し、指定の避難所等が開設された場合に、消防局からの要請（消防団長命）により支援補助活動を実施する。

- ・応急救護班…負傷者等への応急手当及び病院や応急手当場所への搬送補助
- ・情報収集班…災害対策本部等へ避難状況等の連絡補助
- ・物資管理班…備蓄物資又は救援物資の管理補助
- ・物資配布班…備蓄物資又は救援物資の配布等補助
- ・通訳介護班…外国の方への通訳及び高齢者等への介護補助

(4) 防災サポーターの処遇

防災サポーターは地域の基本団員とは異なり「大学生等」を中心とした団員で、学生が「無理なく活動出来る範囲」について協議・調整を行い、避難所開設時等に限定した対応を役割とする機能別団員としたものである。そのため、所属や階級、報酬等にも配慮を行っている。

- ・基本分団員（地域分団）と区別するため本部付団員（※組織・運営規定での定員枠 180 名）とし、任期は 4 年とする。
- ・被服については、専用の活動服（ベスト・アポロキャップ）を作成し貸与する。
- ・階級は全員を団員に固定するが、各班にリーダーを置く。
- ・年報酬（8,000 円）、費用弁償（2,600 円）の支給と公務災害補償を適用す

る。

- ・機能別団員を一般的にわかりやすくするために、通称「防災サポーター」とする。

(5) 各大学別入団数（平成 27 年 4 月 1 日現在）

入団総数 167 名

	男性	女性	計
熊本大学	17	7	24
熊本学園大学	24	28	52
崇城大学	17	49	66
熊本県立大学	7	17	24
国立病院機構熊本医療 センター附属看護学校	0	1	1
計	65	102	167

(6) 平成 26 年度における主な活動及び訓練について

日時	行事	参加人数
H26.4.12（土）	平成 26 年度機能別団員「防災センター」辞令交付式	112 名
H26.5.21（水）	熊本市総合防災訓練見学（避難所設営等）	8 名
H26.6.8（日）	第 36 回熊本市消防団操法競技大会見学	30 名
H26.8.23（土）	第 1 回「防災サポーター」普通救命講習実施	40 名
H26.10.12（土）	第 2 回「防災サポーター」普通救命講習実施	33 名
H27.1.11（日）	平成 27 年「熊本市消防出初式」参加	22 名
H27.3.14（土）	第 3 回「防災サポーター」普通救命講習実施	9 名

※制度開始以降、避難所開設はされていないが、開設準備の体制になった際には、6 名は
出動可能との連絡をもらい、消防局に出動した実績はある。

(7) 消防団活動認証制度

在学中に真摯かつ継続的に熊本市消防団として活動に取り組み、地域社会へ多大なる貢献をした大学生等及び卒業生について、市長がその功績を認証することにより、就職活動を支援することを目的として、平成 27 年 3 月に設けられた制度である。(※平成 27 年 7 月時点で実績はない) 申請は、所定の書式により自ら行うものとし、認証資格は、1 年以上の期間に渡って継続的に団活動を行った者で、「退団して 3 年以上経過していない」、「熊本市消防団員の定員、任用、服務等に関する条例により分限処分・懲戒処分を受けていない」ことが条件となる。認証されると、熊本市大学生等消防団活動認証決定通知書が交付される。

④委員からの質問

- Q.「担当する役割において最低限の知識・技術を有する」という任用資格について、基準等はあるのか。
- A.測定等は行っておらず、適性に応じ各種班業務を行ってもらうことになる。いずれの業務もできるよう訓練を行う。
- Q.防災サポーターの中にも階級はあるのか。
- A.全てのサポーターに階級差はないが、5 名程度に 1 人のリーダーを選出し、連絡役をしてもらっている。
- Q.リーダーへの連絡方法はどのように行うのか。
- A.メールのように片方向の通信ではなく、電話を用いて確実に連絡をしている。現実として学生は授業もあるので、連絡をつけることは容易ではない。
- Q.呼び出した際に、6 名しか集まらなかったが、今後の対策はあるのか。
- A.昼間であり、大学の授業があったため、連絡がつきにくかったという実態はあるが、まずは、各リーダーへの連絡体制の確立が重要となると考える。
- Q.松山市のように、民間事業所の従業員を防災サポーターとすることは考えていないのか。
- A.熊本市の機能別団員は学生を対象とした防災サポーターのみと考えている。

Q.自治会単位での防災訓練に防災サポーターは参加するのか。

A.参加しない。あくまで消防局が主催する訓練や講習に参加する。通常の消防団とは完全に分離されている。

Q.費用弁償の支払いはどのように行われるのか。

A.講習等の参加を職員が現認し、防災サポーター個人の口座に振り込む。

Q.救命講習等、全ての活動に参加しなくても報酬は支払われるのか。

A.課題であると考えますが、現状としては支払われる。

Q.救命講習等、全ての活動に参加しなくても、活動は認証されるのか。

A.事例はまだないが、認証はしない予定である。

Q.卒業して、消防団員になった者はいるのか。

A.昨年卒業した約30名のうち熊本市の消防団員になった方は把握していない。

なお、防災サポーターの活動は、消防団員の経験年数として計上される。

Q.任期を4年にした理由を教えてください。

A.5年以上の任期を設定すると、退職金がかかるようになるため4年とした。

Q.卒業すると防災サポーターから外れるのか。

A.任期4年の範囲内なら大学院生なども防災サポーターになれる。

⑤委員会としての所感

熊本市は、この防災サポーター制度により、167名もの市内の大学生等が消防団員となった。通常の消防団活動とは異なるが、防災訓練や救命講習に参加するなど、「自らの地域は自ら守る」という消防団の活動を身近に感じることで、若い世代の防災意識の向上の一助となるとともに将来の地域防災のリーダー育成に一役買っていると言える。

現在、本市では、四日市大学の学生数名が地域の消防分団に加入し、活動を行っており、また、四日市看護医療大学の先生が機能別団員として活動している。本委員会としても、熊本市の防災サポーター制度のように市内の大学生など若い人材を有効に活用することは、重要な視点であると考えため、現状を拡大するような形で、地域の消防分団への加入促進や機能別団員の増員を図る

ための施策の実行を求めたい。具体的な施策としては、学生へのインセンティブとして、消防団活動を大学の単位として認定したり、熊本市の消防団活動認証制度のように就職の際に少しでも有利になるような仕組みを作ることが必要である。

学生がそれぞれ地域の消防分団へ参加することで、防災意識の向上はもちろん、組織の若返りや活性化の効果も期待できる。地域防災力の向上が重要視されている中、若い世代に「自らの地域は自ら守る」という意識を醸成させるためにも、防災サポーター制度を参考にしながら、本市の消防団の次世代育成を推進してほしい。

(福岡市)

1. 市勢

市政施行 明治 22 年 4 月 1 日
人 口 1,523,537 人
面 積 343.38 平方キロメートル

2. 財政

平成 27 年度一般会計当初予算	7819 億 5000 万円
平成 27 年度特別会計当初予算	8784 億 2667 万円
平成 27 年度企業会計当初予算	2486 億 5675 万円
合 計	1 兆 9090 億 3343 万円
財政力指数	0.85

3. 議会

条例定数 62
5 常任委員会 (第 1~5 委員会)
3 特別委員会 (交通対策、都市問題等調査、少子・高齢化対策)

4. 視察事項 (「公衆無線 LAN サービス」について)

①視察目的

福岡市は、来街者の利便性の向上、情報発信力の強化、災害時の活用を整備目的とし、平成 24 年 4 月から公衆無線 LAN サービスを 16 拠点でスタートし、現在では、全 81 拠点、アクセスポイント数は 370 カ所となっており、自治体主体の公衆無線 LAN サービスとしては国内最大級となっている。利用には氏名とメールアドレスの登録が必要であるが、登録後 6 カ月は再登録なしで接続可能となっている。なお、ポータル画面では、福岡市からの観光情報や災害情報の発信も行っている。本市においてもシティ・プロモーションや緊急時における災害情報発信は非常に重要な視点であることから、「Wi-Fi による都市の魅力発信

戦略」について、先進自治体である福岡市の視察を行った。

②福岡市公衆無線 LAN サービスについて

(1) 検討の経緯

- ・平成 23 年 4 月「福岡市公衆無線 LAN の環境整備に関する検討会議」を設置
- ・公衆無線 LAN 環境整備の考え方や望ましい方向性について検討

期間及び実施回数	平成 23 年 4 月～11 月にかけて計 5 回開催 (その他、テーマごとのワーキンググループを 3 回実施)	
メンバー	学識経験者、実務経験者、行政関係者、県警（サイバー犯罪対策室）など	
検討結果 (望ましい公衆無線 LAN の方向性)	利用対象者	海外からの来訪者をはじめ、全ての人
	利用料金	無料
	アクセスポイントの整備範囲	主要な交通拠点を最優先 次に観光関連拠点など
	整備・運用方法	最小限の独自整備＋民間活用
	セキュリティ	安全・安心な公衆無線 LAN サービスの実現のための事後追跡可能性の確保を図るとともに、利用者の利便性についても考慮したバランスのとれた対策とすることが望ましい
	SSID など	行政のサービスであることの明治、アクセス時に独自のページが表示されること
その他	観光・防災情報の発信、災害時のインフラとしても活用する	

(2) 整備の目的

来街者の利便性の向上

海外からの観光客がスマートフォンや PC などの Wi-Fi 対応機器を使って、簡単にインターネットを利用できるようになる。

市の情報発信力強化

福岡市の観光情報を発信することで、市の魅力や旬な情報をより多くの人にお伝えすることができる

災害時の活用

災害時には緊急情報の発信を行う。また、通信回線のバックアップとして活用されることも想定している。

(3) 事業スキーム

- ・基本方針は、「公共が先導し、民間を誘導」
 - ・事業主体は福岡市、整備・運用は民間通信事業者に業務委託
- システム（ネットワーク、サーバ等）

民間通信事業者の設備を最大限に活用

アクセスポイント

- A.既設アクセスポイントのない施設は新設
- B.既設のアクセスポイントがある施設には、共用アクセスポイントに福岡市のSSIDを追加
- C.簡易アクセスポイントの購入・設置（光回線・電源⇒エリアオーナー準備、機器購入費・運用費⇒エリアオーナー負担）

※初年度の導入費用が 2,000 万円、運用経費が 1,000 万円の計 3,000 万円で、平成 27 年度予算は、運用経費の 1,700 万円となっている。

(4) サービスの概要

時期	内容	拠点数
H24.4.27	サービス開始	16
H24.6.29	エリア拡大、ポータル画面構築	41
H24.11.8	簡易 AP 提供開始、民間施設へ拡大	42
H24.11.30	市関連観光施設へ拡大	46

H25.4.27～6 月末	JR 九州 市内 8 駅等へ拡大	62
H25.10.1	西鉄バスターミナル、福岡パルコへ拡大	66
H25.12.24	西鉄福岡（天神駅）へ拡大	69
H27.5.17	中央ふ頭クルーズセンターへ拡大	81

【ポータル画面】



⇒言語選択（日本語・韓国語・簡体・繁体・英語）

⇒利用規約

⇒無料インターネットへの接続 ※1

⇒エリアごとの情報発信 ※2

⇒福岡市からの情報発信 ※3

⇒防災・危機管理情報発信 ※4

⇒利用者アンケート（効果測定用）

- ※1 氏名とメールアドレスの登録必要(その後6カ月は自動認証で接続可能)
接続後は福岡市の観光サイト「よかなび」を表示
- ※2 現在地及び周辺の観光情報などを発信（拠点毎の情報を発信可能）
位置情報を利用したコンテンツも提供可能（Wi-Fi スタンプラリーなど）
- ※3 福岡市ホームページへのリンクを各カテゴリに設置
市政情報や観光・イベント情報など、各種情報を発信
- ※4 災害発生など緊急情報発信時は、ポータル画面でユーザに通知
災害弱者となりがちな海外からの来訪者に災害発生のお知らせ
激甚災害時等（震度5弱以上等）には登録・認証手続きなしで即時開放
インターネット接続後は、災害用ブロードバンド伝言板のリンクを表示

セキュリティ

- ・フィルタリング（有害サイトへのアクセスを制限）
- ・利用者情報の登録
- ・端末情報の記録（端末の MAC アドレス）
- ・セキュリティ警告バナー（ブラウザ上にバナーを表示し、注意喚起）

認証回数（閲覧数）

- ・1日当たりの平均認証回数は 62,339 回（平成 27 年 4 月）
- ・1月当たりの外国語の平均閲覧回数は英 500 回、韓 481 回、中簡 109 回、中繁 260 回

利用目的

- ・利用目的は「SNS の利用」が最多（46.2%）、次いで「電子メールの送受信」（34.8%）、「地図情報の入手」（28.9%）となっている。

(5) 今後の課題

- ・情報発信力の強化（デジタルサイネージとの連動による緊急情報発信）
- ・屋外観光施設への導入経費（情報発信機能と防災ステーション機能を有する自動販売機の設置、災害発生時に飲料・防災用品を提供し Wi-Fi 環境を開放）
- ・Wi-Fi アクセスデータの解析と新しいビジネスの創造（ビッグデータのオープンデータ化に着手）
- ・ユーザの ICT リテラシの向上

③委員からの質問

Q.先進的に取り組めた理由は何か。導入検討から約 1 年の短期間でサービスが開始できた理由は何か。

A.平成 22 年の市長初当選時に広報戦略として公衆無線 Wi-Fi の設置を公約に掲げていたことから、トップダウンにより、平成 23 年に検討会議を設置、平成 24 年にサービス開始というスピーディーな対応となった。

Q.利用者登録の際に氏名とメールアドレスを入力する必要があるが、利用目

的はあるのか。また、これらの入力を利用のハードルになっていないか。

A.メールアドレスを利用して、何かを送ることはない。認証を行っているわけではないのでメールアドレスを入れ間違えても利用は可能である。なお、利用者からは、情報入力にかかる苦情等は受けていない。

Q.自動販売機への Wi-Fi 設置は今後も拡大していく予定か。

A.現在は 1 台のみなので、今後、民間施設を中心に屋外への設置を進めたいと考えている。

Q.市長肝いりの事業であるが、今後の事業規模の見通しはどうか。

A.縮小はないと思う。バナー広告などで歳入を確保しながら持続可能な事業運営を行いたい。

Q.Wi-Fi エリアを増やす際の大まかな手順はどうか。

A.エリアオーナーが公衆無線 Wi-Fi 接続を市役所に申請、アクセスポイントを購入し、インターネット環境を整え、委託先の民間通信事業者に運営経費を支払うという流れである。そのため、エリアが拡大しても広報戦略室として新たな経費は発生しない。

Q.ビッグデータの提供による収益は見込んでいるのか。

A.ビッグデータを売ることは考えておらず、オープンデータとして民間事業に活用してもらいたいと考えている。

Q.通信を暗号化していないことによる苦情やトラブルはあるのか。

A.検討段階から県警とも連携を行っているが、現時点でトラブル等はない。

Q.利用登録者数は何名いるのか。

A.ユニークユーザー数は月間 30 万人となっている。うち外国語は 1 割～1 割 5 分程度である。なお、利用者が増加すると Wi-Fi がつながりにくくなるが、回線増強には多大な費用がかかるため実現は難しい。また、他の Wi-Fi との干渉によりつながりにくくなることもある。

Q.事業を進めるにあたって議会からの反発はなかったのか。

A.特段なかった。

Q.災害時の対応について教えてほしい。

A.災害時にはバナーを表示し、情報を提供する。職員によりモードを切り替えるので、24時間体制ではない。

Q.激甚災害への対応の実績はあるのか。

A.実績はまだないが、激甚災害発生時には業務委託先の民間通信事業者がWi-Fi環境の開放を行う。

Q.ビックデータはどのように提供しているのか。

A.ホームページからcsv形式で提供している。ICT戦略課が所管している。

Q.メールアドレスはどのように保管しているのか。

A.業務委託先である民間通信事業者が保管している。

④委員会としての所感

福岡市は、現在2期目の市長が平成22年の初出馬の際に、公衆無線LANサービスの環境整備を公約に掲げており、当選の翌年である平成23年4月に検討会議を設置、平成24年4月からサービスを開始している。トップダウンによる事業であったため、検討開始から1年という短期間で事業化を行っている。

この公衆無線LANサービスは、観光情報や災害情報の発信、中心市街地の活性化の一助となるなど、さまざまな可能性を秘めている。本市においても、この行政視察と時を同じくして、「観光・シティプロモーションに関する総合戦略会議」において委員から、無料の公衆無線LANサービスについて、公共施設への整備や民間への整備補助を求める意見が出されており、現在、商工農水部が民間施設などの整備状況や中心市街地に整備した場合の費用を調査している。

福岡市では広報戦略室の所管となっているが、本市においては、総合戦略会議で意見が出されたこともあり、現在では商工農水部が所管となっている。しかし、この公衆無線LANサービスを導入する際には、広報や観光をはじめ情報セキュリティの知識も必要となるため、導入に向けては部局を越えて連携しながら事業を進める必要がある。

まずは、現在行っている調査の結果を待ちたいが、これからは、ハード整備をするなど空間を購入するのではなく、既存の空間をより快適にし、活用する

という考えが必要である。数カ所にアクセスポイントを設置し、スモールスタートで試行的に実施するという選択肢もある。本委員会としては、現在行っている調査の結果を早期に議会に対し報告することを求めるとともに、導入に向けた具体的な検討の際には、市場ニーズを十分に調査することを求め、視察報告とする。

(明石市)

1. 市勢

市政施行 大正 8 年 11 月 1 日
人 口 291,479 人
面 積 49.42 平方キロメートル

2. 財政

平成 27 年度一般会計当初予算	1036 億 0280 万円
平成 27 年度特別会計当初予算	785 億 4123 万円
平成 27 年度企業会計当初予算	93 億 6737 万円
合 計	1915 億 1140 万円
財政力指数	0.75

3. 議会

条例定数 30
4 常任委員会（総務、文教厚生、生活文化、建設企業）
1 特別委員会（中心市街地再整備等）

4. 視察事項（「自治体内弁護士」について）

①視察目的

明石市では、平成 24 年 4 月から弁護士資格を持つ職員を採用し、市民からの法律相談の充実や法的な問題に対する市の対応の強化、職員の法務能力の向上などを図っている。明石市では計 7 名の任期付き弁護士職員を採用しており、障害者・高齢者福祉やいじめ問題、DV への対応も行っている。本市においても専門的知識、経験を有するもの等の活用を行うため、本年 4 月 1 日から「四日市市一般職の任期付職員の採用等に関する条例」を施行しており、平成 28 年 1 月 1 日から弁護士職員の採用を予定していることから、先進自治体である明石市の視察を行った。

②明石市における弁護士職員の活用状況について

(1) 弁護士職員の構成・配置

明石市は平成 24 年度に 5 名の弁護士職員を採用し、平成 27 年 7 月時点で 7 名の弁護士職員が在籍している。一般的に弁護士資格を有する職員は主に総務系の部署に配属されることが多いが、明石市の弁護士職員は総務部総務課のほか、政策部市民相談室、福祉部福祉総務課、財務部債権管理課、教育委員会事務局総務課、こども未来部児童福祉課に配属されており（平成 27 年 7 月時点）、幅広い分野で市の業務に従事している（下表）。また、担当している具体的な業務も、法律相談や争訟対応などの一般の弁護士業務に近いものばかりではなく、市の政策立案や施策の実行など幅広い分野にわたっている。

配属部	主たる役職	主な業務
総務部総務課	総務部次長（コンプライアンス担当・訴訟担当）	コンプライアンス施策の推進、庁内相談、争訟対応
政策部市民相談室	市民相談室長、市民相談室課長	市民相談、離婚後のこども養育支援、犯罪被害者等支援
福祉部福祉総務課	障害者・高齢者支援担当課長	障害者施策、後見制度、障害者高齢者虐待対応
教育委員会事務局総務課	法務担当課長	スクールロイヤー、教育現場からの相談
財務部債権管理課	債権管理課主任	債権管理・回収に関する相談、実行
こども未来部児童福祉課	児童福祉課配偶者暴力相談支援センター係長	DVに関する相談、対応

人件費については、採用時の実務経験年数、実績及び資格等に応じて、次長級、課長級、係長級などの役職に格付けし、給料月額等を決定している。各役職の年収及び年収に共済組合費（社会保険料等）事業主負担を含めた一人当たりの年間人件費は、次のとおりである。

次長級（行政職 7 級）：年収約 910 万円	年間人件費約 1090 万円
課長級（行政職 6 級）：年収約 830 万円	年間人件費約 1000 万円
係長級（行政職 5 級）：年収約 690 万円	年間人件費約 850 万円

主任級（行政職 4 級）：年収約 630 万円 年間人件費約 770 万円

採用方法について、試験内容は、実務経験等に関する書類審査、個人面接となっており、過去の倍率は、以下のとおりである。

実施年度	申込者	受験者	合格者	倍率
H23	22	18	5	3.6
H26	23	21	4	5.3

(2) 弁護士職員の活動状況

・市民向け相談

明石市では、従来から弁護士会に委託し市民に対する法律相談サービスの提供を実施してきた。弁護士職員の採用後、市民への法律相談サービスのさらなる充実化を図るため、本庁舎での相談に加えて、市内各地の市民センター（3カ所）での法律相談を実施し（出張法律相談）、さらに、病気等で外出困難な市民向けに、自宅や病院等を訪問して法律相談等を実施している（訪問相談）。弁護士職員が実施した法律相談の合計件数は、平成 24 年度 230 件、平成 25 年度 420 件、平成 26 年度 392 件である。（下表）

	H24	H25	H26
出張法律相談	131	169	167
訪問相談（法律相談のみ）	14	5	7
本庁舎での相談	—	206	197
多重債務相談	30	26	—
巡回相談	21	—	—
イベント等での臨時相談	34	14	21
合計	230	420	392

平成 27 年度からは、後見支援センターにおいて、障害者や高齢者に関する市民向けの法律相談を実施する予定である。なお、従前から実施していた弁護

士会への委託による法律相談は、市を相手方とする案件のように弁護士職員が受けた場合に利益相反となるものがありうることなどから、引き続き実施している。(月 6 回、年間約 900 件)

いじめ対策、虐待防止、成年後見などの分野(高齢者・障害者・児童関連)に関する相談で、法的なアドバイス以外の支援が必要と判断される場合には、社会福祉士や臨床心理士の資格を有する専門職職員や関連部署の一般行政職員と連携することにより、総合的な支援を実施している。特に、訪問相談で、他の専門職職員の関与が必要であると判断した場合、専門職職員でチームを組んで総合的な相談援助を行っている。また、近時深刻化している「いじめ問題」については、教育委員会に設けられている窓口とは別に市長部局で「いじめ総合相談窓口」を開設しており、弁護士職員は、社会福祉士や臨床心理士の資格を有する専門職職員、教育職 OB 職員と連携して相談に対応している。

また、弁護士職員は、消費者問題や相続等の市民に身近な法律問題について、市民向けセミナーや講座の講師を年 6 回程度担当している。なお、オンブズマン担当の弁護士職員については、制度の円滑な運用のため、問い合わせへの対応、面談・調査記録等の作成、関係機関との折衝等の業務を行っている。

・政策の立案・運用関連

弁護士職員は、地方分権化の時代における地域特性に応じたまちづくりを目的として展開される先駆的な政策について、所属している部署の所管事務として制度の検討・構築にあたるほか、他の担当部署との協議に参加して法的な側面から政策立案に関する支援を行っている。先駆的な施策を展開するにあたり、条例の制定や改正が必要な場合には、条例の内容について検討している。また、制度の運用面においても、運用方法の検討や関係機関との連携などを行い、社会の実情に即した仕組みづくりの検討に加わっている。

・組織関連業務

弁護士職員は、庁内各部署から寄せられる業務に関する法律相談を受けて

いる。原則として総務部総務課に所属している弁護士職員が対応しているが、その他の部署に配属されている弁護士職員も、より現場に近い立場で相談を受けている。特に、教育委員会に配属された弁護士職員は、近年増加しつつある学校現場の案件について、早期対応し解決にあたっている（スクールロイヤー）。従前の顧問弁護士への法律相談の場合と比べて迅速かつ簡単に法律相談を受けられるため、業務の適法性確保、不適切な初動対応の未然防止、職員の法務能力の向上等がより図られている。また、福祉分野を中心として、市民の生命・身体に関わる緊急性が認められる案件については迅速に対応することが可能であるため、庁内の法律相談を通じて、市民の権利擁護を図っているという側面もある。

	H21	H22	H23	H24	H25	H26
顧問弁護士	17	20	58	4	2	—
弁護士職員	—	—	—	333	484	723

※平成 23 年度の顧問弁護士への相談 58 件の内 25 件は顧問弁護士が来庁して実施。

※平成 24 年度と平成 25 年度の顧問弁護士への相談は前年度からの継続案件

コンプライアンス担当の弁護士職員は、職員行動指針やリスク管理体制の整備など市役所組織におけるコンプライアンス体制の構築を図る業務に従事するほか、小規模の不祥事案件につき事実関係や問題点の調査を行っている。平成 27 年度からは、弁護士職員の主導のもと、管理職によるリスクアセスメントやコンプライアンス案件の共有化の取り組みが始まった。また、過去に発生した大規模な手当不正受給事件では、外部調査委員会の指示のもと、弁護士職員が膨大な資料の精査や多数の職員に対する事情聴取等の調査補助業務を行った結果、不正の手口解明や新たな不正に手当を受給していた職員の認定につながり、手当不正受給の背景が明らかとなった。

職員研修については、「自治体法務」、「法令実務」、「政策法務」、「コンプライアンス」、「学校での保護者対応」（教職員対象）、「学校広報における著作権保護」（教職員対象）等をテーマに職員研修を実施した。「自治体法務検定」を題材とする特別研修では、研修受講生の平均点が全国平均を大きく上回る

結果となった。平成 27 年度は、行政法、地方自治法、民法などの市役所業務に深くかかわる個別法令についての研修や教育現場で求められる法令の研修も実施する予定である。また、職員が安心して仕事に取り組めるよう、弁護士職員は、福利厚生の一環として、職員の個人的な法律問題について法律相談を実施している。

・争訟対応

訴訟及び調停等の争訟対応については、継続事案を除き、原則として弁護士職員が代理人として担当している。訴訟、調停及び執行手続きの担当件数は、平成 24 年度は 6 件、平成 25 年度は 22 件、平成 26 年度は 24 件であった。なお、債権回収関連案件及び市営住宅明渡関連案件の申立て件数は次のとおりである。

【債権回収関連争訟申立件数】

		H22	H23	H24	H25	H26
顧問弁護士	担保権実行	2	1	—	—	—
	支払督促	0	1	—	—	—
	相続財産管理人選任申立	2	0	—	—	—
弁護士職員	担保権実行	—	—	2	1	0
	支払督促	—	—	0	2	6
	相続財産管理人選任申立	—	—	0	8	5

【市営住宅明渡関連訴訟申立件数】

	H22	H23	H24	H25	H26
顧問弁護士	6	3	—	—	—
弁護士職員	—	—	2	13	14

③委員からの質問

Q.法務担当職員とのすみ分けはどうか。

A.法務課職員は、法制執務（条例制定等の例規に関する事務）を担当しており、弁護士職員は、一般的な業務に内在する法律問題についての相談を担当している。法律相談の一環として条例制定等の法制執務に関わることもあるが、その場合は、法務課職員と連携して相談にあたっている。

Q.市民、職員からの相談状況はどうか。

A.市民法律相談が拡大したことで、法律相談を受けられる機会が増え、市民から好評を得ている。法律相談の予約は、基本的に全て埋まっている状況である。職員からは、業務を安心して進められるとの声を聴いており、相談件数も年々増えている。

Q.人事異動はあるのか。また、その方法はどうか。

A.特別な取り扱いはなく、一般職と同様に異動を行う。

Q.任期終了後の進路はどうか。

A.任期満了後、改めて採用試験に合格すれば、再度の任用が可能である。

Q.任期内に辞めた弁護士職員はいるのか。

A.平成24年度に採用された5名の弁護士職員のうち、諸般の事情により、2名が任期内に退職した。

Q.議員が相談することは可能か。

A.市民からの相談という枠組みで相談を年に数件受ける。

Q.市民からの相談の主な内容は何か。

A.相続、離婚、金銭トラブル、不動産関係が多い。教育分野ではいじめ関連が多い。

Q.自治体で働こうとした理由を教えてください。

A.地方分権が進む中で、地方自治体の役割は拡大しており、法律家として公に尽くすことには魅力があると感じている。

Q.受験倍率が高いがどのように選考を行ったのか。

A.弁護士としての能力を測ることは難しいので、組織で力を発揮できる人材

を採用した。当初は採用数が 2 名の予定であったが、予想以上に受験者が多く、優秀な人材も多かったため、採用枠を急きよ 5 名に拡大した。

Q.住民訴訟により市役所が訴えられたことはあるか。その際の対応はどうか。

A.ここ数年はない。訴訟となった場合には、弁護士職員も対応する。

Q.市民相談の案件が訴訟になった際の対応はどのようにするのか。

A.実績はないが、訴訟の際には受任はできないので、庁舎内にある法テラスの窓口を紹介することになる。

Q.庁内のパワハラ、セクハラ等の対応は行っているのか。

A.事実関係の調査などアドバイスをしている。

Q.クレームなど理不尽な市民もいると思うが、弁護士職員がいることによる効果について教えてほしい。

A.市民対応は原則、担当窓口職員が行うことになっている。今後問題に発展しそうな案件については早めに相談してもらうことで初期対応などのアドバイスを行ったり、問題点の整理を行っている。職員からは、弁護士職員がいることで安心感があるとの声をもらう。

Q.弁護士にアドバイスをもらうことで職員の能力向上にもつながっているか。

A.論理的に筋道だてて説明することで、職員も法的課題の整理の仕方を学んでいる。

Q.弁護士以外の任期付職員の業務内容はどのようなものか。

A.社会福祉士（4 名）、臨床心理士（3 名）などがおり、市民相談をはじめ、スクールカウンセラー、障害者支援を行っている。

Q.弁護士会の会費は公費負担か。

A.当初は公費負担であったが、議会等からの指摘により、平成 24 年 9 月からは私費負担となっている。

Q.今年度の本市の採用予定数は 1 名のみであるが、1 名ではやりにくさがあるのではないか。

A.弁護士職員も判断を迷う時はあるので、その際に相談できる弁護士職員が庁内にいるのはありがたい。自治体の弁護士間でのネットワークがあり、

他自治体の話を聞くことがあるが、1名による問題点は特段聞かない。

Q.現在、弁護士職員は7名であるが、今後増やしていく予定はあるのか。

A.他にも弁護士職員が必要な部署はあるので、増やしていく考えである。

④委員会としての所感

明石市は、市長が弁護士だったこともあり、平成24年という全国的にも早い時期に弁護士を採用した。当初2名の採用予定であったが、受験者が予想よりも多く、優秀な人材も多かったため、市長の判断により採用枠を5名に拡大した。弁護士職員の業務は多岐にわたっており、現在は7名体制で市民相談や職員からの法律相談、職員研修、高齢者・障害者権利擁護、債権回収、スクールカウンセラーなどを行っている。市民や職員からの評価も高く、今後も弁護士職員の体制は維持・拡大傾向という。

本市では、平成27年4月1日に「四日市市一般職の任期付職員の採用等に関する条例」を施行しており、8月、9月に選考を行い、平成28年1月1日付けでの採用を予定している。主な職務は、訟務をはじめ条例案への法的助言・指導、法務研修、債権回収、施策の法的妥当性の検証などとなっており、採用予定数は1名となっている。

当然のことながら、弁護士職員は、一般職員に比べ人件費は大きくなる。しかし、その効果も大きく、費用対効果は十分にあると考える。今回視察した明石市には7名の弁護士職員がいるが、それぞれが重要な職責を果たしており、いじめ問題などの難しい課題についても法律知識を生かし、助言・指導を行っている。本市においても、法的な考え方や知識を必要とする課題や問題は多く、身近に弁護士職員がいればスムーズに解決する案件もあると推察する。また、弁護士の法解釈や論理的な思考を身近に触れることで、職員自身の法務能力の向上も期待できる。本市における今年度の採用予定数は1名であるが、本委員会としては、応募状況を見ながら、採用枠を拡大するという判断も必要であると考え。来年度以降の増員も含め、弁護士職員など専門的な知識を持った任期付職員の積極的な活用を求め、視察報告とする。